

平成29年白川町議会第3回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 平成29年10月4日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議第49号 地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事  
請負契約の締結について

日程第4 同第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

日程第5 発議第3号 庁舎建設特別委員会の設置について

日程第6 発議第4号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に  
関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置  
の継続を求める意見書について

日程第7 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第8 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、  
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 今井昌平君、  
7番 嶋田有康君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	藤井沙弥香君		

7. 会議の経過

（議長 9番 細江茂樹君）

○ 議長 おはようございます。秋らしくなってきました。さきの台風18号の被害も少なく、各地では米の収穫をされているようであります。また異常気象の関係で収穫高が昨年比だいたい90%ぐらいだと聞いております。

去る8月27日に施行されました白川町議会議員選挙において、皆様の御支援を賜り、新しい方2名を加え、9名の議員を選出させていただきました。深く感謝申し上げます。同時に行われました町長選挙では、横家町長が無投票で再選を果たされ、2期目の横家町政がスタートしています。本町ではこれまで進めてきた人口減対策や農林業の振興、子育て支援等に加え、庁舎の移転新築、学校統合、地域公共交通の体制整備等を早急に方向性を示さなければならない重要な課題も山積しています。こうした課題に対して、私ども議会は町民の皆様の声を十分に聞き、町行政執行部と互いの立場で協議検討を重ね、最良の判断を下し、住みよいまち、住んでよかった町づくりに向かって努力を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議 長     なお、本日の会議は、CCNetによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

○ 議 長     ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議 長     ただ今から、本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長     日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長     会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、7番 嶋田有康君、8番 安江孝弘君を指名します。

◇日程第2 一般質問

○ 議 長     日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には、5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、一問一答方式で行います。質問回数は、一つの件名ごとに3回までとしますが、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。

また、再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。

簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

○ 議 長     4番 藤井宏之君。

(4番 藤井宏之君)

○ 4 番     ただ今、議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきますが、冒頭に、先の町長選におきましては、町長にはご当選をされまして、心より祝福申し上げます。また議会におきましても、先ほど議長のごあいさつにありましたように、今回、40代の若い男女の議員さんが当選されまして、この議員のなり手不足ということに対しましても、解消されたかなというふうに思っておりますし、また議会に対しての関心を高めたのではないかなというふうに思

っております。お二人の活躍を、頑張っていたきたいと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。横家町政2期目の施政方針についての質問をさせていただきます。横家町長におかれましては、先の町長選挙において無投票で再選を果たされ、心からお祝い申し上げますと共に、課題が山積する中で、今後4年間の町政の舵取りに大きな期待を寄せるものであります。

1期目の横家町政は、ホッと一息、心癒される町づくりを掲げられ、みんなでやろまいかを合言葉に、各地域での宝物探しから地域づくりを進められてきました。また、就任早々には、日本創生会議の増田レポートによる消滅可能性市町村が発表され、全国の自治体が大きな衝撃を受ける中、国が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組むこととなり、移住定住・交流事業や人材育成、農林業の振興、子育て支援などに、積極的に取り組んで来られました。

また、2期目に向けては、みんなでやろまいかに加えて「お互い様」を合言葉として、一層の地域力アップによる町民一丸となった心豊かな町づくりを掲げられています。今、白川町には、庁舎の移転新築、小中学校の配置問題、地域公共交通の体制整備など、早急に方向性を示さなければならない重要な課題も山積しています。今後4年間、横家町長がこれらの課題にどのように取り組み、どのような町づくりを進めていかれるのか、その所信についてお伺いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町長 それでは藤井議員の質問に対してお答えをいたします。

私が提唱しております町づくりの姿勢は「みんなでやろまいか」であり、さらにそれを掘り下げお互い様の相互扶助の心、一人は公のために、公は一人のためにであります。それが地域力を大きくする基本的な考え方だと思っております。

町づくりを考えると、住民個々の家庭の生活設計等はそれぞれがお考えだと思います。そうした個人的な想いが地域の町づくりに反映されれば、より具体的なものになると考えられます。いわゆる町づくり、地域づくりが自らの生活だといえるものでないと、他人事で済んでしまう気が致します。ただ過疎化、少子高齢化が進んだ現時点で、行政が先達として住民との協働のもと、地域づくりをする必要性を大きく認識致しておりますし、実際そう動いております。

今回所信表明した具体的項目のほとんどが、私の一期目の任期中からの取り組み事項であり、喫緊な重要課題ばかりであります。防災拠点としての役場庁

舎移転は、十数年来少なくとも議論にあったはずです。熊本地震以来、国の行政指導もあり今回決意したもので、10月中には町民の皆様の代表も交えた庁舎建設検討委員会の立ち上げができ、年度中に一定の方向性が決定できればというふうに考えております。

また地域公共交通のあり方は、高齢化が進む中、自家用車以外の交通手段の確保が急がれており、現在その実証運行をそれぞれの地域で行っています。従来のバス路線の他に、住民の利便性をどう図るか、経営としてどう運営できるのか検討中であり、スクールバス運行等とも兼ね合わせできないだろうか、今年度中には方向性を決定できればと考えておるところでございます。

また、スクールバスの話がでましたが、現在町内に8校ございますけれども、その中で中学校2校、小学校5校は小規模校で僻地小規模校の位置付けになっております。生徒数の減少により保護者の皆さんからの教育不安のお話も多くお聞き致しております。現在、各学校校下の学校運営協議会で意見集約がされておりますが、各地域意見はまちまちで、一校下だけでの話し合いでは解決は困難であります。まずは運営協議会の意見を教育委員会でまとめ、総合教育会議で結論を出していくという仕組みの中で、早い段階で方向性を決めることができるといふふうに考えております。

行政の大切な仕事として住民の生活の質の向上があります。経済的、社会的、文化的に生活が良くなることのお手伝い、応援をすることであり、スモールビジネス等の機会を増やし、収入源の多様性を考え模索研究を進めたく思います。町の運営は、町外から外貨を稼いでそれを町内で循環させていくことであります。この基本にのっとり、地場産業振興を様々な形で応援しますが、他業種連携により効果的にできないか検討を加えてまいります。

健康長寿のまちは、我が町の自慢です。内向きばかりでなく外向きにも宣伝できないか検討を進めます。岐阜大学地域協学センターとの協力のお話があり、いろいろな分野での連携が出来ないか、さらには金融機関との地域連携の中で、興味ある事項を提案頂いており、この地域ならではの新しい産業創出を模索してまいります。本町の文化活動で特色があるのは、地歌舞伎、パイプオルガン、漫俳などです。それらをより地域に根付かせ、外に向けて自信を持って発信できるように前向きに取り組めます。これらのことを推進する白川人育成には引き続き努力いたします。私は町のホームページにおいて町長メッセージを毎月掲載しておりますが、ご覧頂けていますでしょうか。町職員には、「君たちは町のセールスマンですよ。自分のまちを商品としてセールスするからには、その良いところを日本一ですと自信をもって売って下さい。そのためには町を愛し、日本一の町づくりに自覚をもって努力してください。」とお願いし

ております。いずれにいたしましても、町民の皆様のご理解とご協力、そして議会の皆様のご支援なくして、できることではありません。重ねてのご指導をお願い申し上げ答弁といたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 4 番 再質問ではございませんが、また最後にお考えをちょっと聞かせていただこうと思っております。

町長が言われましたように、2期目に対する本当に近々の課題がございますし、時間のないものもあると思っております。なるべくスピーディーに進めていただきたいというのが思いです。ただ、今回もこの2期目の中です、ちょっと一つ思っていることがあります。と言いますのは、以前も一般質問で、道徳の教科化について質問したことがございますけども、来年度から小学校の道徳が教科化され、またその翌年には中学校で道徳の教科化が始まります。ある本にこう書かれていましたのでちょっと読みます。学習指導要領では、従来、読み物資料の心情、心の情です。心情理解に偏った道徳から考え議論する道徳へ移行するということが強く打ち出されています。また、こんなすごい人がいたという感動的な話を先生が教えるのではなく、児童生徒に自分ならどう考え、どう行動するだろうかと主体的に考えさせることを重視するのです。そして、いかに生きていくべきかを考え続ける姿勢そのものは重要であるということも記されています。人口減少で児童生徒数が減少する中、学校運営が厳しくなっていく中でありますが、来年度から小学校、その翌年から中学校にて、道徳が教科化されますが、国づくりでも、国づくりは人づくりと言われておりますように、ぜひこの白川町の学校から道徳の教科化によって素晴らしい人材を育て上げる学校になってほしいと思います。小規模校ならではの特色が出せるかもしれない。将来、この地域を引っ張っていってくれる人材、人づくりをしていただきたいと願っております。特に、この部分については、町長からのお話はなかったと思いますので、この点についてお考えをいただければと思います。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 道徳の教育、特に学校でもいよいよ始まるわけでございますけども、私はそれとは別としまして、私の信条、まちづくりの信条としまして、地域づくりの思いと中で、思いやりの心、感謝の心、自立の心というこの三つの心を大切にしていきたいということです。

私の所信表明の中で、思いやりの心というのはやはりお互い様という部分だというふうに考えておりますし、それから感謝の心の中で、おかげさまを一つ付け加えたいという思いもありますし、それから、自立の心というのはみんなできろまいかとそういう部分だというふうに考えて、この三つの心をご理解

をいただきたいなという思いでおるところでございます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 4 番 次の質問にいきます。

2問目の質問です。安心な町づくりに向けてということですが、以下4点について質問いたします。

まず一番目ですが、次第にエスカレートしていく、北朝鮮の弾道ミサイル発射の恐怖に対し、我々住民が身を守る方法がないのが現実であると思います。

8月号の広報白川に、Jアラートで緊急情報が流れたら、1番目に、屋外にいる場合、できる限り頑丈な建物や地下に避難をする。2番目に建物がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。3番目に、屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動すると、このように、行動することを載せていただきましたが、これでは十分であるとはいえません。自分の身は自分で守るためにも、ぜひ地域でも、家庭内でも、このことについて十分話し合っていただけよう、さらに啓発をしていただきたいと思います。

また先般、9月6日の日に、各家庭の告知放送、屋外の防災無線でJアラート（全国瞬時警報システム）のテストを訓練をしていただきました。それぞれ反応が聞こえてきていると思いますけども、事前に通知されました学校・保育園などへは、どのような対応をお願いをされたのか、そして学校、保育園において子供たちの身を守るマニュアルはできているのか。そして住民からの問い合わせ、反響等についてあればお聞きしたいと思います。

2つ目に、高齢者がますますふえていく白川町において、地震・豪雨等自然災害が発生したとき、日ごろ何を準備し、どこへ逃げたらいいのか、いざという時にどう判断したらいいのか分からない高齢者が増えてくるのではと危惧をしております。8月号の広報白川の表紙には、いざというとき、備えチェックリストとして災害時に持ち出す非常持ち出し品の種類とか、非常備蓄品などを目に付くようにしていただいたこと、そして次に、災害から身を守る、そのために今できることは、備えることとして特集を組んでいただいたことは大変良い企画だと感心しております。しかし、日中の場合、働いている方も多く、留守の家庭も多くあり、また消防団員も少ない中で、最も頼りになるのはご近所の人々ではないでしょうか。

昨年6月の定例会の一般質問で、服部議員が防災士の育成目標等についての質問をされておりましたが、現在、町内には一部の消防団幹部、一部の役場職員で合わせて10名が防災士の資格を取っていると聞いております。そして、その他郵便局等の金融機関でも独自に資格をとっておられるということも聞いております。すでに防災士の資格を持った方々は、各自治会等へ出向いていた

だいて、講習会、話し合いなどを行っていただいていると思いますけども、現状はどのようなのか、その状態をお聞きます。

3つ目に、そうした防災士の資格取得に向けて、28年度から町では、資格取得に要した経費として6万円を助成して、各地域において防災士の資格を取得者を増やすことを目的としております。

今年度の研修講座は、この近くでは名古屋で11月に行われ、締め切りが今月の6日となっておりますけども、まだ今日現在わかりませんけれども、町へのその補助金の申し込みが0と言うことで心配をしております。2日間の講習の為、名古屋まで通うこととなりますけど、防災士の資格を増やそうと思えば自治体で開催を希望とすれば防災士研修センターからの出張でできるそうです。ぜひ検討していただければとお願いします。その点についてのお考えを聞かせてください。

4つ目に、また各自治会には自主防災リーダーを設けていただいていると聞いております。28年度は1万円であった各自治会への防災活動費が、本年度は3万円と増額して交付金を出して支援していただいております。年度末には各自治会から報告が出されるとは聞いておりますけども、この3万円をぜひ有効に使っていただけるよう、私は、年度当初に防災計画の防災活動の計画書を各自治会から出していただくことも必要でないかと思っております。特に継続事業であればマンネリ化を防ぐためにも、より地域に見合った計画が必要かと思っております。その計画を立てるのも、住民と話し合う自主防災リーダーの重要な役目の一つでもあると思っております。

そして防災士の必要性と、資格取得補助金の制度を積極的にPRをして、防災士を増やしていくことは、各地域の自主防災リーダーを育てることになり、結果は、地域住民の先頭に立って、自主防災活動を推進していく自主防災リーダーの存在が住民にとって身近に安心して暮らせることの一つではないかと思っております。

自分の身は自分で守ることが原則です。そして地域住民同士が助け合う気持ちと行動が大切である。そして自分たちのまちは自分たちで守る。最近、地域のコミュニケーションが薄れていく中、日ごろから地域住民同士が力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組み、災害時には、被害を最小限に食い止めるために協力して取り組んでいくことは非常に重要であるとも言われております。是非、日頃の地域住民同士の交流のためにも、話題の一つとして、防災について話し合ってもらいたいと思っております。以上です。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。  
(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長　それでは藤井議員の、安心な町づくりに向けての一般質問にお答えいたします。少し長くなりますがよろしくをお願いします。

1点目ですけれども、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関します学校関係のマニュアルはできているか、また住民からの反響等についてという質問についてお答えします。2001年のアメリカ同時多発テロ、北朝鮮による弾道ミサイル発射等により、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となる中、国民保護法が平成16年に施行されております。全国瞬時警報システム（通称：Jアラート）は、この有事の際に各種情報を伝達するため運用が開始されたシステムとなっています。Jアラートにおきましては、気象庁が作成する気象関連情報と、内閣官房が作成する有事関連情報に大別され、24種類の情報が送信されることとなっています。

町では、8月29日に日本上空を通過するのが5回目となる弾道ミサイルが発射され、北朝鮮の建国記念日でございます9月9日に再度ミサイルを発射する可能性が高いという情報を報道から得まして、9月6日にJアラート伝達訓練を防災行政無線及び音声告知放送で町内一斉に実施しました。ミサイル攻撃などの有事の際に吹鳴されるJアラートの国民保護サイレン　というものは、あえて不快感のある警戒心を呼び起こすような音を発信することとされているため、町民の皆さんに事前周知がしっかりできているか大変心配しておりましたけれども、特に苦情もなく正常に稼働いたしました。これに併せまして町内の小中学校・保育園では、その対応として窓から離れること、また頭部を守ること、そういったものの訓練を実施していただいたところでございます。

文部科学省は、北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について、国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくことなどについて通知しています。町教育委員会では、Jアラートが作動した場合の指針を早急にとりまとめる予定でございまして、登校前・登校中・登校後の対応などについて、今後、児童・生徒・保護者にその内容を通知することとしております。

また、9月6日に実施しましたJアラート伝達訓練についての反響等は特に届いておりませんが、北朝鮮とアメリカとの関係はまだ未だに非常に緊迫した状態が続いておりまして、北朝鮮が核実験も行っていることから考慮します



と、弾道ミサイルを発射する可能性は引き続き高いと思われますので、危機感をもって今後も対応する必要があると考えています。

2点目の防災士の活動の現状についてでございますけれども、現在、町内防災士の人数は、平成28年度から実施しております防災士等資格取得補助金を利用されまして、資格を取得された方は7名と町職員で3名、あと日本防災士会岐阜県支部会員として町内在住の郵便局長さん、こちらが2名登録されており、合計12名の方が防災士の資格を持っておられると確認しております。

今年度の防災士の活動についてでございますけれども、9月10日に実施いたしました町の防災訓練、白川中学校の体育館で行われました会場訓練の方でございますが、こちらの方で集められた地域住民の方を対象に、家庭内DIYというものを行いまして、地震等が起こりました場合を想定したそれぞれのお宅の中の寝室の家具の配置場所ですとか、その転倒防止、また屋内から屋外へ逃げる通路の確保、そういったものを災害に備えて家庭でできる心構えですとか準備についてのことを参加者に講話していただきました。

また、今年度から地域の防災活動の一員として防災士に加わっていただき、各地区の災害対策連絡協議会がございますが、こちらの方に参加いただいております。中でも蘇原地区災害対策連絡協議会の会議では、先ほど申しました家庭内DIY、こちらの方を参加者に行っていただいております。こういった防災士の活動が町内に広がって行くことを期待しております。今後は、自治会の総会ですとか各地区の会議等で防災士が出前講座していただくなど、地域で防災士が活動できる場所ですとか機会を創設しまして、防災力の向上に努めたいと考えております。

3点目ですけれども、防災士を増やす取り組みについてでございますが、町内に防災士を増やすことで、自分の地域は自分で守るという思いが町民に芽生え、共助の気持ちが高まるということが大切であると思っております。適切な避難行動のとり方ですとか、災害発生前の事前の準備、また困ったときはお互い様である、そういった住民自治力の強化を図りたいと考えております。

藤井議員の質問にございましたように、希望者が50名以上集まりますと防災士研修を自治体で開催することは可能となっております。50人未満でもこの開催は可能ですが、開催の負担金として300万円の費用を自治体の方で負担する必要となっております。このことから考えますに、町では既存の防災士

等資格取得補助金、こちらの方の補助金を活用して、少しでも防災士を増やしていくことを推進したいと考えております。なお、平成25年4月から日本防災士機構では、防災士の資格取得について、消防団員であった方で分団長以上の階級であった方、また今現存である方、そういった方に対しては、特例によりまして防災士養成研修と防災士資格取得試験が免除されるという制度になっておりまして、登録申請をすると防災士資格を取得することが可能となっております。今までにも消防団を退団されて、沢山の分団長以上の方がおみえになりますので、こういった方々にもお声掛けしながら、防災士資格の取得を促して、防災士の人数を増やすことも今後行いたいと考えております。

4点目ですけれども、次年度からの自治会防災活動の計画書の関係でございますけれども、自治会の方には質問の中にございましたように防災活動費として平成27年度から1万円、平成29年度から2万円増額し、3万円を交付しております。この活動費につきましては、はじめは各自治会における防災研修等を実施するときのお茶代等として交付しておりましたけれども、平成29年度からにつきましては、自治会の防災機能の充実を図っていただく経費として、具体的には土のう袋ですとか、備蓄品の確保、そういった物を目標としまして増額しました。藤井議員ご指摘のとおり、自治会によりましてはその意図が十分に伝わっていないことがあるかと思われまます。ほとんどの自治会で自治会長さんが毎年交代されますので、災害に対する備えとしての交付金であると、そういった自覚を促すためにも、年度当初には整備計画等について確認していただき、その内容によっては町からの現物支給的な交付の方も必要かと思いますので、来年度予算に向けた課題としたいと思っております。

また、防災リーダーについてでございますけれども、今年、岐阜県の協力を得ましてHUG指導者研修会、こちらは避難所の運営の研修会でございますが、そういったものを実施することにしております。この研修ですけれども、防災活動に取り組む住民を対象にした自主的な避難所運営体制を確立する指導者を要請するためのものでございまして、防災士、防災リーダーにも参加いただいて、地域防災力の向上を図りたいと考えております。以上、藤井議員の一般質問に対する回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。

○ 4 番 一点だけお聞きしたいと思います。先ほどの学校関係、教育関係ですかね、

町としてのマニュアルについては早急に対処、対応するということがあったんですが、先月の21日の中日新聞に、岐阜市がJアラートの学校の指針をもう各学区にですか、もう出しております。もうすでに半月以上も前に、こうした岐阜市が対応しているわけですが、今もニュース等でですね、今月の10日ごろという話も、そういう不安が常にまとっているわけですが、何でもそうですけども、やはり敏速にさせていただくのが安心できる状況を生み出すと思います。特に、町のそうした、子供さんの命を守ると言いますか、そういったことに対しても、本当に早急に対応していただきたいというふうをお願いしたいのですが、そのことについてお答えいただきたいです。

- 議 長 教育長。  
(教育長 瀬瀬政昭君)
- 教育長 子供たちの安心、安全というのは第一に考えなければならないということで、今ご指摘いただきましたJアラートに対応する訓練もこの前実際に行いましたし、そういったことも含めてですね、具体的にマニュアルという今、明文化したものはありませんが、町からの指針を受けながら、各学校で指導する。そして、早い段階で岐阜市のような、そういった指針をですね、まとめ上げて指導に当たっていきたいと思っております。以上です。
- 議 長 再質問ありますか。
- 4 番 ございません。終わります。
- 議 長 4番 藤井宏之君の質問を終わります。  
次に、2番 佐伯好典君。  
(2番 佐伯好典君)
- 6 番 ただ今、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、議員として取り組みたいことがいくつかありますが、その中でも子育て世代として、将来の白川町のことを考え、子どもたちに郷土愛を育む教育を目指していきたいと思っております。今回はその内容の充実について、質問させていただきます。

現在、白川町の小中学校では、特色ある教育活動事業や、給食での郷土料理の提供、給茶器の設置による白川茶の提供などで郷土について学び、体験し、味わうという取り組みを行っています。白川茶に関しては、茶畑の見学、手もみ体験など力を入れていただいております。しかし、肝心の飲むということについては、給茶器でボタンを押したただけで出てくるお茶です。たしかに白川茶であることに間違いはありませんが、せめてお茶のまち白川と言うからには、ただ飲むのではなく、急須で入れたお茶を飲んでもらいたいものです。給茶器で

使う茶葉の粉末についても、年間消費量500グラムということで、年間で考えるととても少なく、確かに管理や手間、茶葉を丸ごと捨てずに利用できるなど利点は多くありますが、白川茶の産業を考える上でも、茶葉の方が貢献でき、使い終わった茶葉の活用でも新たな知識や工夫を学べると思います。授業で学び体験したことを生かし、生徒自身がお茶を入れ、みんなで飲み、お茶に対する知識や技術や、思いを育んでいけば、その時間はいつしか白川茶に対する誇りを育む時間になると考えます。お茶を急須で入れて飲む家庭は減ってきていますが、子供たちが学校で学んだことは、家庭の話題に上れば、各家庭でもお茶に対する意識も変わってくるのではないのでしょうか。

今回は、白川茶を取り上げましたが、白川の人々にとって誇りとなり、郷土愛となるものは沢山あります。特色ある教育活動事業を中心として、子供たちに深く郷土愛を育ませる教育についてのお考えをお願いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 2番 佐伯議員の質問にお答えをいたします。

白川町小中学校教育指導の方針と重点の中で、ふるさと教育として「ふれあいを大切にし、ふるさとを愛し誇りに思う心を育てる」という項目を掲げ、教育の一環として取り組んでおります。特色ある教育活動事業交付金は、各学校ごとに郷土愛をはぐくむ活動や文化・芸術にふれ、教養を高める活動、体力づくりに関する活動などを計画し、提案していただき、各学校の事業について教育委員会では査定を行い交付金を交付しています。平成29年度のこの交付金の予算額は総額470万円でございます。最近10年間の1年あたりの平均交付額は、年に約440万円、1校あたりにしますと平均55万円となっております。

各学校での郷土愛をはぐくむ活動については、茶摘み・お茶の手もみ体験、田植え・稲刈り・餅つき体験、椎茸菌打ち体験や漫排、歌舞伎、太鼓などの伝統文化芸能学習など地域に関わる活動が幅広く行われています。特産品である白川茶についての学習は、多くの学校で茶摘みや手もみ体験が行われ、お茶の生産については学ぶことが多いと思いますが、議員のおっしゃられるようにその消費、お茶を飲むということについて考える機会は少ないのではないかと考えております。

普段の学校生活の中で、常に子どもたちが急須でお茶を入れるということは難しいと思いますが、町内には、お茶農家の方はもちろんですが、お茶に関する幅広い知識・技術・教養を備えた日本茶インストラクターの資格を持つ方もみえます。このような方々を講師として、おいしいお茶の入れ方やお茶に関する知識を学ぶ機会を、今後の特色ある教育活動の中で取り入れていく

ことも必要だと思えます。議員のおっしゃるとおり、各学校で子どもたちが「お茶ってこんなにおいしいんだ」ということを学び、各家庭でも話題にして、お茶に対する意識を高めていただければ、お茶の消費につながりますし、これからも白川町の特産品であり続けることになると思えます。

郷土愛を育むふるさと教育については、すぐに成果の得ることではありませんが、今後も授業の場において、可能な限りふるさとの人・自然・産業・伝統・文化等を意図的に登場させながら、自然体験、伝統文化体験、農業体験など様々な体験活動を実施するとともに、事前・事後の指導を充実させ、ふるさとを心に刻む取り組みを続けていきたいと思えます。また、郷土愛を育む場は、学校教育に限らず様々な場があると考えます。家庭や地域でのいろいろな行事、学校生活や部活動・スポーツ少年団活動などを通して、親子や仲間とのいい思い出をたくさんつくる必要があるのではないかと思います。議員におかれましても、子育て世代の立場としてもご活躍いただくとともに、今後ご支援を賜りますことをお願いして答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 4 番 今のお答えに、再質問させていただきます。

確かに白川茶を急須で飲むというのは、なかなか大変だとは思いますが、やはり子供が白川町で教育を受ける時間は小中学校の9年間しかありません。その間にやはり、今回は白川茶に対して特別な思いがありますので、特産品ですし、そのことについて質問しますが、やはり白川町立であるということで、教育の中でそれだけ中心に取り組むというのは難しいかもしれないんですけども、例えば給食の時間を多少延ばすなり、やっぱりこの人数が少ない、濃い教育ができる、そして町立である、そういったことで、教育の場でもやはりこの白川町を全体的に盛り上げるため、柔軟な対応をしていただきたいと思います。なかなか難しいとは思いますが、やはり未来を作っていくのは子供たちでありまして、その子供たちに今、ちゃんとした郷土愛、白川茶は素晴らしいという思いを育ませないで育っていくということは、白川町にとってとてもよくないことであると思えます。また教育長も、コミュニティー能力についていろいろお話をされましたが、やはり、給食の時間を延ばし、その中で白川茶を飲みながらお互いに会話をする、こういうものもそのコミュニティー能力をあげるものにすごく貢献されると思えますが、いかがでしょうか。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 佐伯議員のご意見は、私は本当に重要な問題であると思っています。できれば子ども達、白川の子供達にお茶を飲む習慣をつけていきたいということは

思っておるところです。そして議員もおっしゃったように、このいわゆる習慣というのは学校教育だけではなくて、家庭の中でどの程度それを習慣化してるか、ここにも大きな要素があるのではないかなと思います。議員がご指摘いただきました学校教育の中での日課の中にですね、そういったものを位置づけるというご提案ですけど、今の状況の中で、急須でお茶を入れて飲むという、そういう時間のゆとりというのが、今現在の段階では非常に厳しい状況にあるという思っています。何とかそういった特定の日を作ってですね、やるということであればいいのかもしれませんが、日常の中でそれを加えるということは今の段階では、かなり厳しい状況にあるというふうに思います。ですから、校長会等でですね、議員のご提案を話しまして、いろいろ工夫をするように話をしたいと思っておりますけれど、どういうふうな形でできるかはわかりませんが、今の議員のお気持ちは十分伝えていきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 4 番 最後にですが、今白川茶を飲む習慣について家庭でどこまでできているかというお話ですが、僕がですね、学校教育に拘っているのは、やはり今、お茶を飲む家庭が少なくなってきていて、全員が一律で同じ教育を受けられるというところがすごく重要だと思っております。やはり家庭ではばらつきがありますし、いくら飲め飲めと言ったところで、やはりその各家庭でいろいろありますから、時間のゆとりはあるかもしれないですけど、やはりお茶を飲む習慣のない家庭にいきなり飲んでくれっていうのもなかなか難しく、それはやはり教育の中で子供が一律でみんな同時に学ぶことによって、家庭で飲むということよりはるかに高い効果が出ると思っていて、またこういう教育現場でお茶を入れていただきたいというお話をしているんですけども、時間がないということは重々わかっておりますが、何とかいろんな方法があると思っておりますので、ご検討のほどお願いします。

○ 議 長 答弁いいですか。はい。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ご指摘いただいておりますわけですが、今の家庭内でのお茶というのは、私ども一緒の中ではT1グランプリだとか、いろんな行事をそれぞれのところでやらしておっていただくわけですし、しかも過去においては、結婚されたときには急須セットを配ったりだとか、いろんなことでお茶の消費を伸ばすようなことをしてますけども、一番肝心なことは、子ども達が一回そこで学んだだけでは、その中では広がっていかない家庭の中であって初めて生活の中に密着するもんだというふうに思っておるわけですし、そんな中で白川の人達が皆急須

で飲んでいるだとか、そういったことも必要だというふうに思いますし、それから単なる急須で飲むばかりじゃなくして、煎茶道だとかあるいは抹茶道等いろんな文化があるわけですので、これらも子供たちにぜひ学んでいただきたいなど、そういう機会もいたるところで今催ししておりますのでぜひ参加をしていただければ有りがたいなというふうに思いますし、もしなかったら地域でそんな講演会だとか講習会をやっていただくような機会を作っていただければ有りがたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 2番 佐伯好典君の質問を終わります。

次に、8番 安江孝弘君。

(8番 安江孝弘君)

○ 8番 ただいま議長さんから質問のお許しをいただきました。質問に入る前に8月22日、町長選挙、町議会の選挙が告示されて、町長に至っては無投票で当選をされました。私ども議員は定員オーバーで27日の日に9名が当選をさせていただきまして、そして初めての議会の中で、今日一般質問をさせていただく機会を与えていただき、大変嬉しく思っておりますが、私は、役場職員からずっと考えますに、40年近く議員をやりまして、7名の町長に接してまいりました。今思うと、横家町長、素晴らしい町長だなあと今思っております。この7人の町長の中には、大変な町長もおられました。私ともだいぶ喧嘩もした町長もございしますが、本当にこうした田舎の白川町にうってつけの町長は横家町長だなあと思っております。そういう意味の中で、今後も白川町が益々素晴らしい町政と、そして発展していくためには、こうした横家町長のような前向きな姿勢でもって白川町を運転していただきたい、そんなことをお願いして、私の質問に入らせていただきます。

私は、議題は町の将来像についてという質問でございますが、去る9月20日の定例会の初日におきまして、今期2期目のスタートとなります横家町長はおひとりさまから、お互い様の実現という力強い所信表明をされました。我々町民の代表であります、町議会としても大変心強い思いをいたしており、併せて大きな期待を寄せておるところであります。その所信表明の中に、公言されましたいくつかについては、具体的な施策が欠けておるような気がいたします。期待を寄せる町民の方々もいささか不安に思われるのではないかと危惧いたしておるところでもございます。

そこで、2期目となる横家町長の強いリーダーシップのもと、描いておられます町の将来図について、新庁舎問題、美濃白川茶の需要問題、小中学校統合問題、これらを解決するためには必要不可欠である道路網整備を軸とした社会資本の整備問題についてお伺いをするものであります。これら大きな課題につ

いては、以前にもご答弁いただきましたものでありますが、その内容については私はもちろん町民としても、到底納得のいく答弁ではなかったのではないかなと思ってもおります。我々議員としてもこれを容認してしまつては大罪を残すのではないかと大いに反省をいたしております。ここで改めて、町長のお考えをお伺いするものであります。

まずは、新庁舎問題であります。町長は町の新庁舎建設は、災害対策の拠点であるべきと申されました。町民から検討委員会を募集して、各地で候補地を検討されるようではありますが、本町のような地形の場合、災害時には各地区から孤立集落となるとの指摘もされており、災害対策としての庁舎建設を考えなければならないと思っております。やはり国道やJRに近い場所に建設すべきと私は考えます。私のもとに寄せられております町民の声の中には、多額な移転補償を支払ってでも現在地から近いところに建設すべきだとの意見も寄せられておるところであります。町長のこのことについてのお考えをお伺いをしたいと思います。

次に2点目、この問題についてはやめたらどうだということもございましたけれども、中にはやってほしいということもございますので、あえてやらせていただきます。2点目については、美濃白川茶の需要問題であります。町長は白川茶の国内外への販路拡大を引き続き行うとともに、消費者志向に合った商品開発を支援すると申され、これは、従来まで実現されております台湾や中国、マレーシアへの輸出事業のほか、国内は私が以前提案をいたしました東北への販路拡大についても積極的に行っていただけるものと理解をして良いのかをお尋ねします。また、学校給食における白川茶の導入の件については、十分な答弁をいただいていたように認識しておりますけれども、学校給食専用のパック茶等の商品開発を支援して導入することについて、本町の特産品の一つであります美濃白川茶が味と香りと評価が高いということ、小中学校の時代から給食において飲用していくことは、教育上も意義のあることと考えますし、この特色を生かした地域給食のあり方、全国的にもPRになるうえ、お茶農家である生産者の収益向上にも繋がると考えます。現在、児童生徒と提供食数から試算いたしますと、ひとパック60円で仕入れができるようならば、年間500万円程度の予算で可能かと考えますが、少ない予算で大きな事業効果が得られるものと考えます。保護者の負担も給食費に反映させないよう、町の政策として実現できないかお尋ねをするものであります。

そして、過去に本町の各学校に給茶缶を導入して、児童や生徒が自由にお茶が飲める環境整備をしたと認識しておりますが、近年、聞き及ぶところによりますと、一部の学校では給茶缶のある所には生徒が立ち入りできない状況にな



っていると伺っております。これでは児童生徒が自由にお茶が飲める環境でないと考えますが、これについては早急に改善し、児童生徒がいつでも自由にお茶が飲める環境にさせていただくことが一番必要でないかと思えます。

次に、3点目は、小中学校の統合問題であります。町長は今後の学校運営について熱心に議論されております各地区の運営協議会の報告を受けて、学校統合についての結論を出す時期に来ていると申されました。これは学校運営協議会が義務教育学校ではなく統合すべきと結論を出された場合、各地域が荒廃しないよう、統廃合を進めることが必要であると考えます。現在の状況を見ますと、小学校5校、中学校3校となっており、学校を核とした地域伝統行事の継承や高齢者が生きがい対策等を考えたとき、単純な統廃合はその地区の過疎化をより加速させてしまうようではないかと思えます。こういった点や、現在の任期のある4年間の大きな課題として、小中学校の統廃合をした場合、現在は議論をされておきませんが、特に佐見地区では、小中学校については、東白川村との町村合併という問題も視野に入れた上で方向性も含めたいうえでの模索も必要であると考えます。

そして、通学に必要なスクールバスのスムーズな運行を確保するためにも、道路整備を中心とした社会資本の整備については、新庁舎移転の問題でも同様に、必要不可欠の課題としてあわせて考えていかなければならないと思えます。これら共通する課題の一つである道路整備については、どの路線を基幹道路として位置づけ、そして整備改良あるいは開設を考えておられるのか、また今後、学校運営協議会から統廃合に関する報告もあろうと思えますが、現段階において、町長としてどのような学校のあり方、配置が望ましいかとお考えかをお尋ねをしまいたいと思えます。以上、よろしくご答弁をいただきたいと思えます。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ただ今、安江議員から質問をいただきましたことは、今期私に課せられております重要なことばかりでございまして、所信表明の中でも若干説明をさせていただいたものでございまして、改めて答弁をさせていただきます。

役場庁舎は、防災と災害対策拠点施設としての機能を確保することが重要ではありますが、それだけではなく、町づくりに対応できるすべての機能を備えた、町民の皆さんの安全・安心な暮らしや、町を守る砦であるというふうに思っております。したがって、建設検討委員のみなさまの選出にも、幅広い組織、地域、年代からお願いすることにしております。先の一般公募の方々の選考においては、作文というのをお願いして「あなたの考える新庁舎」と題し

た応募理由を提出していただき、選考いたしますが、その内容が個別の地域の主張だけでなく、中立性が保たれることを条件といたしております。したがって、私がどこにどのようなものを建築したいというような発言は、議会で発言致している以上のものは申し上げられないことをご理解いただきたいと思います。

また、他町村における新庁舎建設は、まず建設場所がある状態からはじまることが主でございますけれども、本町の場合は選定場所によって建物の内容が変わってくる可能性もありますが、町内3カ所程度に候補地を絞っていただき、その中での可能性、いわゆる費用の問題、用地取得の問題等々、解決していかねばならない課題をクリアして候補地を決定してまいりたいと思っております。その中で先ほど議員のお話のありましたことも大変重要な事だというふうに思っております。

それから議員のおっしゃるとおり、交通アクセスはもっとも重要な課題であり、東消防署の老朽化による建て替え併設も考慮する必要があります。さらには後段答弁いたします学校運営にも配慮を要する点についても認識いたしておるところでございます。

次に美濃白川茶の振興については、度々ご質問もいただき答弁をさせていただくわけでございますが、町長として、また、茶業振興会の会長として、しっかり取り組んでいかねばならないという強い思いでおります。一昨年から販路拡大に向け、国内外での販売促進活動を行っているところであります。国内では、東京日本橋のフランス人が経営する店舗だとか、あるいは手揉み茶を始めとする煎茶の販売等もそこで行っていますし、海外ではマレーシア、台湾などでの取引も始まっており、少しずつではありますが、実績を上げているというふうに思っています。

それから国内におきましても東北の話もございました。今私どもの白川茶を売っていただくのは仙台の芭蕉園さんというところで白川茶を売っていただいておりますし、それから6月に私個人的にでございますけれども、秋田の由利本荘市へ行ってまいりました。そこでも実は、秋田県においてもお茶の生産がされておるわけですし、白川よりも暖かい、いわゆる雪が降るから暖かいということでございますけれども、その中で売ってあるお茶は全部静岡の掛川茶が大半でございますけれども、そんな中で白川茶をどう展開していくかも今度新しく科せられたことだと、今研究を進めておるところでございます。

また、生産体制の改革にも取り組みを始めており、茶園の再整備や機械化、省力化により生産コストを下げるなど、競争力の強化を図ってまいります。今後は、茶工場の統合等についても、しっかり各組合関係者と議論して進めてま

います。そして生産者と茶商やJ A、行政が一丸となって、美濃白川茶の振興にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。先日までございますけれども、ある業者さんが参られまして、白川茶を是非取扱わせていただきたいというお話をいただいておりますのでございまして、これも新しい形のお茶の利用という方向になるのではないかとことを思っております、ここにも大きな期待を寄せておるものでございます。

それから、学校の運営については、今まさに議論が始まったところでございます。各地区・各世代の想いは、まちまちですが、町内すべてが合併しても、一学年30人の1クラス学級です。さらに年を経れば、人数の減少は免れません。地域から学校がなくなることへの地元の方々の不安は、非常に大きいと思っておりますが、それよりも子供がいなくなる不安のほうが深刻だというふうに私は考えております。道路整備が出来るだけで問題が解決するとは思っておりません。現に、白川北地区では、一番国道整備がされておりまして、一番条件の良い所でございますけれども、白川北地区が一番深刻な状況だととらえておりまして、さきの藤井議員にも答弁させて頂きましたように、一地区、一学校だけの問題ではございません。町全体の教育、学校運営であります。また隣接する市町村も同じような問題をかかえています。

私事にございますけれども、統廃合は遅かれ早かれ考えざるを得ないことであり、いろいろな段階を経て実施される事になるのではないかと考えます。学校運営協議会の状況等については、教育長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

それから道路整備に関しましては、町内5地区を結ぶ県道は、町の生命線でございます。整備が遅れております黒川地内の主要地方道、国道256号の改良を第一と考えており、議会の皆様方のご援助を頂き、共々に要望活動をいたしておりますことは、ご存じのとおりであります。ただこの要望活動のあり方が近年大きく変化しつつあると感じます。一つの町が単独で行うのではなく、関係町村がお互いに連携して要望すると同時に、財源確保に向けて、財務省への総額のかさ上げを陳情するという事になるかと思っております。町内の道路整備の箇所づけ要望は、土木事務所等への建設要望だけでは十分でなく、地域のみなさまのお力をお借りして、その道路の必要性をしっかりと伝え、ご理解いただくことで、予算化が進んでいると認識いたしております。これも余談でございまして、2、3日前でございましたけれども、可茂土木の皆さんがお見えになりまして、いよいよ私どもが要望をしております県道関係の箇所につきまして、私どもにとりましては本当に有りがたい方向性と言いますか、今年度予算の執行にあたり大変有りがたい話をいただいております、この道路改

良が新しい方向で、今滞っておるのが新しい方向に進むのではないかというよ  
うな期待を持っておる所でございます。以上、答弁とさせていただきます。後  
は教育長の方で答弁させます。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 それでは、学校の統廃合問題についてお答えをします。

統廃合問題については、第5次総合計画で示してありますように、後半期に  
いたった今、諸般の事情を考慮しますと、現在、次の10年を見据えた検討に  
入る時期であると認識しています。検討に当たっては、議員のご指摘にある、  
学校を核とした地域伝統行事の継承や高齢者の生きがい対策などを考えたとき、  
単純な統廃合は、その地区の過疎化をより加速させてしまうのではないかと  
いう問題は、常に念頭に置かなければ、次の世代に禍根を残すことになりま  
す。そこで現在、地域の教育を考える組織として、学校運営協議会が立ち上が  
りました。27年の法律改正で、小中一貫教育を目指す義務教育学校が設置可能  
となり、佐見地区学校運営協議会では、本年度から義務教育学校を設置された  
白川村立白川郷学園を7月14日に視察されました。その報告書を提出いた  
だきましたので、それらの情報などを、他の学校運営協議会にも配布する予  
定です。

国の法律が変わったことで、学校の統廃合問題は、小中一貫教育を目指す  
義務教育学校として、地域に学校を残すという選択肢も加わったことになり  
ます。白川町において、地域から学校をなくせば、子育て家族はそこに住み  
続けて、子どもを育てていこうとする必然性の一つがなくなります。学校  
があるからこそ、子どもをふるさとで、次の時代のふるさとや、その家の  
後継者を育てることが期待できるのです。白川をふるさとと思う心は、  
今住んでいる白川の地で育ててこそ、育まれるものではないでしょうか。

さて、複式学級が2学級ある学校が、現在、佐見小と白川北小です。来  
年度は、白川小学校がそのようになります。現在、佐見小学校においては、  
佐見中学校の教員が兼務で、小学校の4教科を指導しています。佐見小  
中は小規模校で、少人数の学級ではありますが、高学年に中学校の教諭  
を交えた教科担任制を敷いています。英語を例に取りますと、中学校の  
英語教師が5年生からオールイングリッシュで授業を行ってきま  
したので、中学校に入学した新1年生は、最初の授業からオール  
イングリッシュでスタートできました。佐見小学校は高学年から、  
少なくとも5年をかけて、専門の教師が指導できる環境にあり  
ます。これが義務教育学校になりますと、校長1人、副校長1人、  
教頭2人の4人の管理職で学校運営が行われ、小中9年間の一貫  
教育が、ぶれることな

く実現できます。

一方、大規模校である1学年3学級規模の小学校の例を考えると、教科の専科教員として、担任を持たない専科教員が2, 3人配置されますが、配置人数が少なく、先に述べました佐見のような教科担任制は非常に難しい状況にあります。

このような義務教育学校は小規模校で、ふるさとを育む教育を目指そうとする地域においては、メリットが少なからずあると思われます。義務教育学校は、平成28年度に13の都道府県で22校が開校しました。平成29年度には48校開校し、その中の10校は、複式学級を含めて1学級あたり10人以下の小規模学校です。本年度以降には全国で、114校が開校される予定であると聞いています。その数はこれから増えていくのではないかと予想も出ています。

このような現状を踏まえ、現在、各学校運営協議会においては、義務教育学校に関する情報を共有しながら、地域毎に話し合いを持っていただいております。11月初旬までに、どの地区においても、本年度2回目の運営協議会が開かれますので、その報告を受けながら、11月21日に町長にもご出席いただく総合教育会議で、白川町に義務教育学校設置に関する審議検討委員会を立ち上げたいと考えております。その会において、1月から4月の中旬までに審議を重ねながら、様々な報告をいただいて、来年4月下旬頃に開催予定にしております臨時総合教育会議で、義務教育学校の設置について、可能なのか、又は他の方法を考えるべきなのかに関して、町長の判断をお願いしたいと考えております。

学校が、地域住民の心の支えとなる拠点となり、地域の荒廃と過疎化を食い止める場として、重要な役割を担うものではないかと考えます。児童生徒数が少ないという理由で、教育の質の低下を招くことがないように教育委員会としては、今までも様々な施策を講じてきましたが、今後もさらに一層努力していきたいと考えています。町民の皆様のご理解が得られますようお願いを申し上げます。

そして、お茶のことについての質問の中で、学校でいつでも自由に飲める環境というご指摘がございました。現に8校中1校が廊下ではなくて、ある部屋の中にあるという現実があります。これは給茶器を設置する時のその学校の状況が、やはりそういうふうにしてしまった訳ですけど、現在は、その学校は、非常に子ども達が落ち着いて学校生活をやっておりますので、是非この学校の給茶器の配置を考えていきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 8 番 一番初の庁舎についてのことを町長にいろいろ説明、答弁をしていただきました。この庁舎問題については、私は述べておりますように、どこの地域でもうちに庁舎を造ってほしいというのが、それは当然なことでございますけれども、私はやはり庁舎というのは、先ほど申し述べたように、白川口あるいはこの周辺、それは何で白川口がいいかということは、国鉄がありそして、41号があり、そして近くの土地は非常に少ないわけでございますけれども、こうしたところに何としてでも町有地あるいは個人の土地を買収してでも造るのが、この白川町の将来像を考えていかなければならないと、そんな気持ちで私はこの地域の統合をして、役場庁舎を造っていただきたい。そんなことを思うわけでございますが、何故私のところに高価な土地を買ってでも造らないかんという話がきておることは事実ですけれども、ただ、無理に売ってくれない土地を無理に買おうとして、高くすることもできません。それよくわかっておりますけれども、町長さんのようにですね、町民の皆さんの一人一人の納得のいくお話を聞いて庁舎を造ろうとすると、これは10年経っても私はできないと思うんですね。だから町長の権限でもって、ある程度人の話も聞いていただきながら、自らの力によってここに場所は決めるという決意をしていただくことを私はお願いをして、この庁舎問題についてはこれで終わりたいと思います。
- 次に、このお茶の問題については、町長先ほど答弁をしていただきました。その事は実行していただければ結構だと思いますが、ただ、これからのお茶を作る栽培をしておられる方々の状況というのをもう少し考えていただいて、そしてこの、今回は出しておりませんが、組合のお茶工場の統合問題に、これはやはり町が積極的に各組合に話をして、工場の統合合併をしていただくようなことを町から話しかけてやっていただくことを、このことはお願いをして、このこともこれで終わりたいと思います。
- 次に3番目の学校の問題、これはいろいろございます。今後の問題と言ってもそう簡単にはいかないことは分かります。これは他所の地域を考えましても難しいということも現実でございますけれども、つい最近テレビで全国で学校の廃止なった6千なんぼ、学校が廃止になっております。それは全国ですから6千は当たり前だろうと思っておりますけれども、これいざとなると白川町でも全然廃校せずにこのままやっていければ最高なことですけれども、やっぱりこれだけ児童生徒がおらなくなれば廃校せざるを得ない学校も出てくるであろうと、それについては、統合をしなければならぬであろうと思っております。まず、第一に先ほど言われたように、北小、白小この2つは早急に、来年からでも一つの学校で勉強させるぐらいの状況を町長、教育長で考えて欲しい。確かに学

校協議会、学校運営委員協議会、いろいろあります。それはその他人たちの話を聞いておれば、何日経ってもなかなか決定できないだろうと私は思う。この学校についてやはり町長、教育長である程度のことはきちっとやっていただかないと、町民は学校の状況を運営あるいは児童生徒の内容っていうのはわかってわかんないと思う。ただ、個人的にあんな所へ行くと遠いで朝早起きなんで駄目だという、そういう個人的な指摘事項が出てくるだけです、学校教育がどうだとかこうだということはなかなか難しい。今、北小でもですね、たった3人の児童の中で女性ばかり、あるいは他所もそうだと思うんですが、2人が仲良くすると1人仲間外れになるんですね。そうすると登校拒否したり、休んだり、学校に出てこなくなる。そんだけの数でも先生がなんともできない。それは当たり前なんです。だからそういうこともありますので、やはり早急に学校の統合をして、そしてまずは、私は、北小、白小は早期にやっていただく事を考えなければいけないと思っておりますし、それから、一つの中学校、これ白川中学校、黒川あるいは佐見中、佐見中は先ほどいろいろ話が出ておりますが、今、白中においても部活ができない。部活に入るところが、入りたくても例えば野球部なら野球部が、これ9人以上おらなければなかなかできない。だからそんな学校では頼りないからといって、美濃加茂中学校へ行きたい、あるいは帝京の中学校へ行きたい。あるいは引越しして川辺の中学校へ行きたい。そういう話を聞くわけでございますけれども、それをする前に、ただ佐見中と黒中と白中だけが一緒になっても、そう人の数は増えるわけじゃないと思うんですけれども、しかし、まず一番統合の早くやるのは中学校を、三つの中学校を一つにすることが私は白川町のこれからの活性化にもなるし、やっぱり生徒のこれからの勉強にもなると思っております。やはり教育長さんはいろいろ言われますけれども、私もいろいろ聞いておりますが、これ教育長が良いとか悪いの問題ではないんです。例えば、白川から出て就職する。高校は加茂高へ行ったり加茂農林へ行ったり、高校を出て就職をする。就職するとですね、やはり少人数なところで勉強した人は確かに一つ一つの勉強はよくできるかもしれませんが。団体のとこへ行きますとですね、一つ何か言われると嫌なことが起きてくる。そして、女性でも男性でもそういった所で男女の関係で好きになる。好きになれば結婚する。結婚すれば子供もできる。そして、今度は夫婦で大喧嘩すると家に戻ってきてしまう。そういうことが起きてくるんです。私はそういうこと考えるとやはり大規模校の大勢のところでは勉強させて、そして忍耐をつけて就職、進学をするような方法考えて欲しいなど。そういうことがこれからの教育に一番大事ですけれども、白川町のようにこれだけ児童生徒が減ってまいりますと、そういう口で言ってもそう簡単にいかないわけございまして、

その辺のところを、どういう方向で教育長さん、前からいわゆるインターネット系の勉強も言われておりますけれども、そういう現実的なことがですね、これからの白川町の教育の一番の基本でありポイントになるであろうと思いますが、そうしたことについて良いご意見がありましたらひとつご答弁をいただきたい。以上でございます。

○ 議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 大変難しい話ではございますけれども、役場の位置等の話につきましても、あるいは学校統合の話につきましても、当然反対、賛成まちまちだというふうにありますし、その中でいろんな意見が出ないことには、そのどれが正しいのか、どれが白川にとって一番良い判断ができるのか、私どもはそれを判断をする意味で皆さん方のご意見お聞かせを願いたいという思いでおるところでございます。最終的には当然私、そして議会の皆さん方の決断ということになるかというふうに思っております。その段階の中で、少しでも、それも全員が納得はできないけれども少しでも多くの皆さんに納得をしていただく手段だというふうに考えておるところでございます。

それから学校の統合につきましても、今、教育長の方から一貫教育というような話もございましたんですけども、いきなり先ほど、議員さんから話もありましたように、中学校全部統合するのとか、それから、ある一定の段階を一段階をおいてまた統合するのとかという、そんなことを今模索をしておるところでございます。これこそ庁舎よりもっと地域にとっては深刻なお話だというふうに思いますので、もっと地域のこととして皆さん方の討議を、お考えをお聞かせをいただく場をどんどん設けたいなという思いでおまして、最終的には皆さん方と私どもの決断だというふうに思っております。

○ 議 長 再質問はありますか。

○ 8 番 質問じゃございませんが、今答弁されたこと完全に実行していただくことをお願い申しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議 長 安江孝弘君の質問を終わります。

次に、3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 よろしくお願いたします。3番 梅田みつよです。よろしくお願いたします。議長より発言が許されましたので、質問にはいらさせていただきます。

その前に、白川町議会議員選挙で代表として選んでいただきました責任を感じております。一生懸命つとめさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。では、質問に入らせていただきます。



私は、主権者教育ということについて質問させていただきます。この度の町長選挙におかれましては、先ほどからお話がありますように無投票ということでした。町議会選挙につきましては、投票ということになりました。選挙管理委員会の結果報告を受けましたところ、全体で投票率は77.41%ということでした。その中で、若年世代の投票率の低迷がちょっと目立っているというふうに思いました。18歳から19歳の方で51.9%、20歳から24歳で40.07%、25歳から29歳では50.51%という結果でした。これからの時代を背負っていく世代の有権者の投票率が2人に1人以下というような結果でした。

日本では、2016年（平成28年度）に公職選挙法が改正されまして、18歳以上に選挙権が与えられました。白川町の若年層の投票率においては、町内に在住していないという不在住民ということの影響もありますけれども、そればかりが原因ではないとすると、町政や政治への、やはり関心の低さ、または期待感がないのではないかと感じる結果であったと思います。

文部科学省では、主権者教育のための検討チームというのがありまして、その最終まとめをちょっと報告させていただきたいと思いますが、単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進するというふうにしています。白川町での主権者教育の推進は、小学校の高学年を対象にこども議会というのを実施されております。本来の教育は、子供たちの発達段階に応じて学校や家庭や地域が、互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組が実施できるよう各種推進方策をとっていくことが大切であると思います。

白川町の現実においては、白川高校が廃校となりました。そして町内での高校教育課程で実施するをするという事は出来ないというふうになっています。実施している学校でも、時間の確保が困難であったり、指導計画が出来ないとか、変更できないとか、学校における認識不足が課題となって、十分な取り組みが出来ていない学校もあります。高校だけが問題なのでありません。18歳を迎える若者や、その後も町内在住の若年世代は学ぶ機会がないということがあります。啓蒙活動そのものが困難となっていることもあげられます。若年世代が、自分たちのまちの暮らしを少しでも良くしたい、若い世代も暮らしやすい、知恵やアイデアがあると、こうしたいという思いがあるならば、その思いを実現可能なものにしなければなりません。そのためには、まず各個人が自分が主権者であるという認識を持って頂く必要があります。

今回、私も選挙で選ばれた者として責任を感じておりますように、投票する

側の方たちにも責任があると考えております。是非とも、若い世代の方々にも斬新な提案とか、町政への参画とか、この白川町にそういったことが切実に必要であります。それがこの町を困難な状況から脱却して切り開いていくひとつの希望になると思っております。

私の思いで提案としては、例えば、選挙管理委員とかまたは私達議員が出前授業を行ったり、例えばSNSなど、そういったものを活用していくなどの発信を試みるなど、今後、町内または各家庭における政治的教養を育むために、白川町としてはどのような考えをしてみえますでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長 それでは、梅田議員の主権者教育についての一般質問に、私の方からは選挙のお話がありましたので、選挙管理委員会の書記長の立場でお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

先般の議会議員一般選挙の投票率につきましては、ご報告申し上げたとおりでございますけれども、もう少し詳細な結果をご説明しますと、一歳刻みの投票率で最も低かったのは20歳の35.62%でございました。続いて満21歳の37.29%となっておりまして、18歳の投票率につきましては、60.87%と20歳、21歳と比べますと25%ほど高くなっておりいます。20代前半までの投票率は、すべての階層の中で低くなってきておりますが、26歳で50%を超えてまいりまして、その後年齢と伴に高くなってまいります。このような傾向は以前から続いておりまして、年を重ねるほどに選挙への参加姿勢が高くなっていく状況となっております。20歳前後の投票率が低いのは、選挙人名簿には登録されておりますけれども、進学等により実際は不在であるということも考えられます。

昨年6月に施行された公職選挙法の改正によりまして、18歳以上の選挙人による初めての選挙というものが、平成28年7月に執行されました「第24回参議院議員通常選挙」でございました。この時の18、19歳の投票率を見ますと、全国平均におきましては45.54%、岐阜県では49.01%となっております。本町の場合をみますと54.94%ということで、国、県の平均よりは上回っておりますけれども、県内のランクで申しますと10位という結果でございました。

投票率の向上という側面からは、選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会という会がございしますが、そちらの方で投票総参加に向けました臨時啓発活動として、委員によります広報車による啓発ですとか、地元企業を訪問してのチ

ラシの配付、また啓発物品の配布、全世帯への選挙チラシの配布、こういったものを行っております。

若年層向けの常時啓発としては、成人式に併せまして選挙パンフレットの配布ですとか、18歳到達により選挙人名簿に登載される対象者の方に、選挙に関する通知文書とパンフレットを送付するなどの啓発を行っております。また、小中学校の方におきましては、明るい選挙啓発ポスターコンクールへの出展を依頼することにより、選挙意識に対します高揚を図っておるといような状況でございます。

梅田議員のご質問にありましたように主権者教育というものは、市民教育や政治教育でもありまして、住民協働や社会共同参画的な一面もあると考えております。こういったことから選挙の投票に関した部分だけではないと思えますけれども、社会活動のひとつとして投票総参加は重要であり、それぞれの立場や年齢層に向けて、横の連携をとりながら町の方としましても実施していく必要はあると思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 梅田議員の主権者教育についての質問についてお答えします。

各個人が自分が主権者であるという認識を持つことが、大変大切な事であると述べられましたけれど、私も全く同感であります。公職選挙法が改正されたことをきっかけに、主権者教育の重要性が叫ばれてきました。議員が述べられましたように、主権者教育の推進について、国も指導指針を取りまとめました。それを受けて、岐阜県教育委員会においても岐阜県版 指導の手引き「主権者教育」の推進～主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育～といたしまして、小・中・高・特別支援学校用に作成し、指導を現在行っているところです。この教育は、今までとは違った全く新しいものを導入するのではなく、今までもそれに関わった指導を行っておりますので、それを主権者教育という視点で整理し、議員が主張されていますような認識を高めるようにと、作成したものです。この手引きには、国や社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、自ら判断し、自ら行動することでその発展に寄与できる主権者という目指す人間像を掲げています。そこには、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導のポイントとして、小・中学校、特別支援学校の小・中学部の段階では、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる、基本的な資質を養うよう教育の充実を図ることとあります。そして、高等学校、特別支援学校高等部の段階では、国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図ることと示

されています。また、この主権者教育は、単に学校だけで行うものではなく、地域コミュニティーや市町村も関わりながら行っていくべきものと述べています。

白川町においては、町づくりに視野を広げ、行政や議会の在り方等について考えることを目的に、小学校の高学年では「子ども議会」を実施しています。数年前から、TV会議システムを活用して、町内全小学校の高学年の児童は、副町長から役場の仕組みの説明を聞き、そして町長からは、町長としての町づくりについての話を聞きました。それを子どもたちは各学校において、子ども議会当日に質問する内容を取りまとめて、この議場で質問をするという学習活動です。

地域コミュニティーの活動としては、地域を知り、地域に関わる活動を通してふるさとへの誇りと愛着を持ち、自分たちでできることを実践するという「ふるさと教育」や、先日行われました防災訓練に子どもたちも参加するなど、地域での福祉や防災の活動への参加や、ボランティア活動への参加などの取り組みを行っています。

一方、学校の教科の授業では、小学校6年生の国語で学級討論会をしようという単元で、互いの考えを正しく理解し、納得できる解決策を見つける力の育成を行っています。また、社会科においては、私たちの生活と政治という単元で、先ほどお話ししました子ども議会を開催し、政治を自分の生活と関連づけて考える力の育成を行っています。中学校では、社会科の公民的分野で、単元「民主政治と政治参加」を学習し、将来主体的に選挙に参加しようとする態度の育成につなげようとしています。また、単元「地方の政治と自治」では、自分たちの住む地域の課題について具体的に調べ、自分なりの提言をすることを通して、住民参加による地方自治について学習をしています。技術家庭科においては、消費者の基本的な権利と責任について学んでいます。道徳では、勤労と公共の精神についてを勉強し、特別活動においては、生徒会活動、児童会活動などを通じて、指導を行っています。高等学校においても、それに関するカリキュラムが用意されております。このような指導を行っていますが、白川町においては、特に議員が主張されています若者が、自分たちの町の暮らしを少しでもよくしたい、暮らしやすい町にしたいという意識を持って、社会参加してくれることを強く私も希望しています。若者たちの社会参画の力に期待するものです。以上、主権者教育についての質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 3番 非常に丁寧な説明いただきましてありがとうございました。発達段階に応じ

て、子供たちに教育されているというふうに今、お話がございましたけれども、若い世代の特に20歳の方の投票率が32.65%ということでございました。近隣のところに就職または、学校、都市部の方への就職または学校等に行っている状況かと思えます。そういった方が例えばですけども、白川町に戻った時に、白川町に魅力があって、戻ってきて良かったなど、住みたいなというふうに思えるようなまちの準備をしていなければ、また再び、やっぱり都会の方が良かったなど、少し町の方がよかったというふうになってしまうのではないかと、そういう懸念をいたしまして、やはり今までと違った働きかけが必要なんではないかと思えます。

私、最後の方で出前事業とか、SNSの活用なんかを取り上げさせていただいたんですけども、若年層の方は今ね、ほとんどといっていいほどスマートフォンとか、タブレットとかを結構利用して生活していると思います。なくてはならない物の中のツールとしても利用されておりますが、そういったメディアとか例えばYouTubeとかそういった活用等についても、私は進めていけるといいのかなというふうに思っております。例えば県内でも、ちょっとこれは話が変わりますが、町内のマスコットキャラクターをLINEのスタンプに使うとか、そういった取り組みをされている自治体もございまして、やはり町に対する興味をどんな形で持っていただくか、そういった一つのことであっても若い方がそういったスマートフォンなんかを通じて興味を持つ、そういったことも必要ではないかと思っております。授業の中でいろんな取り組みを本当に一生懸命なさっていただいていると思えますけれども、そういった今、この町にいらっしゃらなくてこちらに住民票がある方にも働きかけをどうかお願いしたいというふうに思えます。

それからもう一つありますけれども、出前授業とかそういった授業内容についてなんですけども、学校の先生とか教育委員会の方の働きかけの授業も必要かと思えますが、若い方、教育を勉強されてるような、例えば高校生なり大学生なり、こういった方々とか私達議員とか、そういった身近に感じられる存在の人から教育を受けるということも非常に有効ではないかというふうに思っておりますので、またそちらの方も検討をお願いします。以上です。

○ 議長 総務課長。

○ 総務課長 では再質問にお答えいたします。今の主権教育の中に絡みまして、投票率の話しが沢山出てきておりましたので、私の方から答弁させていただきました。得てして主権者教育、あちこちのサイト等で見ますと、どうしてもその投票率、投票に関することが、主に出てくることが多いんですけども、その際の今の投票率の関係で話をさせていただきますと、町の方でそのSNSを使った活用

ということですが、町の今公式の F a c e b o o k がございます。あとホームページもございますが、ツイッター等についてはまだ公式のものは作ってはおられません。そういった中で進めておりますが、F a c e b o o k で投票総参加等の呼びかけをさせていただきましたし、もちろんホームページにも載せさせていただきました。ただ、今うちのホームページの方は、スマホで見ると大変見にくい状況になっておりますので、今、ホームページ全体の改修をかけておまして、スマートフォン、タブレットといった端末でも見やすいホームページをということで、今改修の方向を進めております。もちろん仕組みだけではなく、中身についても精査をしながら進めていくというようなことを考えております。そういったものを使いながら、いろんなものの活用をする必要があるかと思っております。

マスコットキャラクターで、選挙についてはめいすいくんというのをご存じないですか。めいすいくんという可愛くないキャラクターが全国的にはおるんですが、こういったものの被り物とかもありまして、そういったものを特に県の方の啓発、国の啓発等に使っておりますが、それを使うことは時々ありますけれども、そういったもの活用もやった方がいいのかなということもあります。特に若年の方の、今の投票の関係と政治に関する関心の問題という点ですけれども、どうしても学校ですとかそういった所だけではなかなか十分できないと思いますので、今一番昔と変わってきている点では、家庭の中でやっぱり親御さんとかもテレビを見るにしましても、そういう政治的な問題のニュースとかですね、そういったものを見ることはなかなか少ないのかなと思います。昔はそれこそ家の中にテレビは1台しかなかったので、子供は好きであれ嫌いであれ親と同じ番組を見ておりましたので、親がその時事の関係のニュースを見ておれば、子供はわからないなりに見えておるといような状況の中で、少しではあるけれどもその中に刷り込まれた部分があったかもしれませんが、今は全くそういったことがございませんので、子供の時、小さい時にそういったことに触れることもなかなか少ないのかなと思います。そういったこともございますので、なかなかその本人さんだけの啓発ではなく、もう少し上の基と言いますか親御さんですとか家庭ですとか、そういったところの啓発も必要かなということも考えております。

それから出前講座の関係で、選挙管理委員会の方の出前講座ということでちょっとお話させていただきますと、日本全国で今やってます模擬選挙というのをご存じでしょうか。模擬選挙関係のネットワークもございまして、この模擬選挙については実際に行われている選挙を題材にして行うものもございまして、全然関係ない、例えば動物の中でキリンが好きか象が好きかのようなそんな抽

象的なもので行うような模擬選挙のシステムがあります。そういったものを学校で行って行くんですけども、昨年ですか、先ほど少し引用します参議院選挙の折にも、日本全国でいくつかの学校が参加をしまして、実際の参議院の出でてきております政党のマニフェスト等が子供さんたちが全てを見て、どの政党に投票するかということ自分たちで考え、そこへ選挙管理委員会の委員も出向いて行って、実際の投票と同じような形で投票箱を持っていき、投票を行ってその開票を行うというようなそういう選挙を実際に経験してみる、自分で投票することも経験、実際に選挙を運営することもやるというようなシステムがございまして、少し以前に計画をしたことはございましたが、先ほどお茶の話でも出ますけども、なかなか学校の授業の中で組み込むことが難しいことありまして、なかなか現実化はしませんでしたけれども、そういったことでやっていくと、確かに子供さんたちが今の国の政党とか、そういったところのマニフェスト等を見る機会はなかなか普段ではありませんので、あえてそういったことを見せてきたことで、関心を持ったりとか、ずっと結果とかを見ておきますと、本当に政党の名前が良かったから入れたとか、その程度のようなものもありますけれども、実際に真剣に考えてくる子もあるというような、そういったものもあるようです。そういったものもそんなにお金のかかることはありませんので、そういったことも少し考えながら、少し若いうちから、18歳になる前の若いうちからそういったことに関心を持っていただいて、18歳になった時には投票いただければいいのかなと。先ほど18歳の方が少し投票率が高いという話をしましたが、18歳の方はやっぱり初めての選挙ということで、投票に行かれる際には、どうしてもその親御さんが一緒に行かれることが多いと思います。ですので、親御さんが選挙には行かなければいけないという意識があるところは、お前も選挙に行きなさいということで連れて行かれることもあります。親御さんが普段選挙に関心がない方ですと、やっぱり子供さんにもそういうことは言われなと思いますので、そういったことも影響しており、町内のもともと県内でも投票率の高い白川町でございまして、そういったところで18歳、高校生の方々ですが少し高いのかと。親御さんを離れて外へ出られた19歳、20歳、その高校を出られるタイミングで自分だけの生活ができて、投票所がこちらになりますとわざわざここまで出向いてきて投票することが少し遠ざかってしまうのかなという気がいたします。そういったところの遠い所にも少し啓発をしていくような形で、進めていく必要があると思いますので、投票率向上だけではなく、そういったことに関心を持たせるという意味でも選挙管理委員会としての啓発をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- 議 長 答弁終わりました。再々質問はありますか。
- 3 番 再質問ではございませんけれども、先ほど教育長の方からお話がありましたけれども、ふるさと教育とかそういったところにもまた関連付けて、教育そのものについて一緒に切磋琢磨出来たらいいなと思っております。以上です。

- 議 長 3番 梅田みつよ君の質問を終わります。  
次に、5番 服部圭子君。  
(5番 服部圭子君)

- 5 番 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

最初の質問は、子ども達の公園と児童館を島地区の建物と用地を再利用して整備することについて、質問をいたします。白川町には残念ながら子供の公園とか、児童館がまだございません。子供の遊び場が欲しいという声は随分前からあるにはあったんですけども、その当時はまだ公園っていうのは都会のもの、または一部の人の考えではないかというような、感じだったのではないかと認識しております。また数年前にも私が遊び場について一般質問しましたが、そのときは財政上の理由もありますが、小学校ですとか保育園の今ある場所を開放するので利用してくださいというような答弁だったと思います。ですが、随分状況が変わっていることを感じています。9月の初めに、子育て中のお母さんから「服部さん、公園を造ることをお願いしたい」そんな声を聞きました。私も以前から白川町には公園や児童館があるといいなと思っていましたので、周りの人に、もう一度聞いたりしていましたら、「そりゃ公園はいるぞ」「公園はあったほうがいいよ」そんな声も聞きましたので、実態を調べてみようかということでアンケートをとってみました。アンケートは、30名余りの少ない人数ですが、その中の19名の方が子育て中の親御さんでして、全体でも90%以上の方が、公園がほしい、またはすごく欲しいというお答えでした。子育て中の方は全部で94%の方が、やはり欲しいそんな答えがありました。とても皆さんの要望が強いということを確認したわけです。

子供の取り巻く今の現状というのはどうなっているかといいますと、子供の遊びには空間や時間、そして仲間のこの3つは必要だというふうに言われています。この白川町では、山も随分獣が多くなったり、道路の整備も進みまして、また農業の形態も機械化というのが進みまして、子供たちが自由に遊べる空間というのはほとんど無くなっているのではないかと思います。そして大きな変化としては、少子化ですね。住んでいるところに同級生はおろか、子供の遊ぶ相手もないというような現状が急激に進んでいるというように認識できると思います。

また、スマホの普及によりまして、ゲームがすぐできてしまいますので、一



人で遊んでも、何ら暇がつぶせると、困ることはないと言った状況が進んでおります。アンケートでは、多い人では週に1回とか年間20回も、町外の公園に出かけることがあるというような実態もありました。平均しますと、月に1回そんな感じで、公園に出かけているというアンケートでもありました。そうするとやっぱり公園とか児童館は、今子ども達にとって、子育て中の方々にとっては、欠くべからずな存在になっているのではないかということがわかってきました。ではなぜ公園が、本当に子供たちにとって必要なのか、という点を3つほど話させていただきたいと思います。

まず、子供は公園が大好きです。親や祖父母たちにとっては、子供たちが思いっきり遊んでいる、喜んだ顔を見たい、これは当たり前の思いだと思います。そして更に、子どもの豊かな発達にとって遊びというのが欠くべからざるものであるということが言えます。

多くの子と遊べて、親子や友達とも思いっきり遊べる野外の公園ですとか、芸術・文化・伝承の室内遊びのできる子どもの空間がなくてはならないものだと考えられます。社会の遊びに対する認識もどんどん変わってきてまして、子どもの権利条約、これは随分古いものなんですけれど、1990年代なんですけど、条約の31条には、子供の余暇時間を遊びやレクリエーションで過ごす環境を、社会や大人が保証しなくてはならないとあります。子供にとって遊びは必須であり、発達をする、大事な空間であります。この発達をする、補償する子ども空間がまだ無いということは、この発達を補償することが大きく損なわれているとも言えるのではないのでしょうか。

また子供たちの休日というところに注目してみますと、数えてみましたら夏休みも合わせますと、1年間で122日が休日となっており、これは1年の44%に当たることがわかりました。改めてですね、この学校以外の子供たちの生活が豊かにすごせるのが大人の責任だということを感じたわけです。

そして、白川町の課題は、子育て世代の移住定住や交流人口の増加、そして女性の人口減だと思います。この課題を解決するには、子育てしたくなる町にしていかななくてはならないので、遊び場整備は最重要な子育て支援策の1つではないかと考えます。以上の点から白川町に、早急に児童の、子供の少ないことと遊び場がないことを早急にそれらの整備を立てていくことをすべきではないかと考えます。このことについての答弁をお願いをしたいと思います。

また、その重要な公園や児童館ですが、それを島地区の元温泉施設、スパランドの町有地ですとか、建物を再利用していくことを提案させていただきたいと思いました。そこの土地の利用はまだ決まっておられませんし、そこに児童館や公園ができたらどんな効果があるのかということをお話ししたいと思います。

子供たちにとっては、先ほどもるる述べましたので省きますが、特に町民会館で行われております学童保育、学童クラブなどもそういった場所があれば、遊び場と併設した学童クラブの夏休みが過ごせると思いますし、子ども支援センターが北保育園にあります、そこも平日だけしかやっていないので、土日の受け皿にもなっていくのではないかと思います。子育て中の親や祖父母にとりましては、町外に1時間、2時間かけて公園に遊びに行かせるのではなく、身近な白川町で、また公共交通の充実をすれば、白川町の中で休日が過ごせる場があり、子ども達の発達も保証できるかと思えます。

子供や孫が帰省しても連れて行くところがない、そんな声もよく聞きます。島のところにできたなら、そういった声にも十分対応できるのではないかと考えました。またこの島地区というのは、立地条件としては国道41号からすぐに見えるところですので、実は41号、美濃加茂市から下呂市、萩原へ行くまでにこのような公園は実は無いんですね。ですから、こういった公園ができたなら、涼しい公園として南の方から出かけてくれる親子連れもできますし、下呂方面からも遊びに来る親子、また若者も来てくれる所ができると思います。そうすれば、UターンIターンのきっかけにもなりますし、子供の笑顔があるこの町であるということのPR、また交流人口が増えてきます。41号沿いにあります道の駅ピアチェーレにも訪れるお客さんが多くなるのではないかとという利点も考えられます。何よりも子育てしたくなる町、そのために公園、児童館の整備が早急に必要なのではないか、そして、それを島地区に作ってはどうかという提案について、子育てしやすい、親さんたちの願いも含めましてご答弁をお願いをいたします。

○ 議長 服部君の一般質問の途中ですが、ここで1時まで休憩します。

(午後0時02分)

○ 議長 再開します。(午後1時00分)

一般質問を始めます。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町長 それでは服部議員からは、同様の質問を過去にも何度かいただいておりまして、数年前は各自治会単位に公園を整備できないかというお話でございましたし、昨年は校区単位で公園を整備できないかのご質問でございました。その都度、町の考え方を答えしてまいったところでございます。

公園の整備を求める声が多いことは重々承知をいたしておりますし、それが家族が一日ゆっくりできる総合公園のようなものであるとの認識もいたしておりますが、広範な白川町の地形、自然条件、また整備費、維持費といった財政上の見知から、これまで森林の自然環境の中を冒険して遊ぶフォレストアドベンチャー

の提案も含め、毎年の点検もしっかりしてある、身近で安全な各地区の学校、保育園の遊具等の活用をお願いしたい旨を回答させていただいておるところでございます。

また、あわせて、大野台パークやクオーレふれあいの里に、遊具を整備する方針もお伝えさせていただきましたが、遊具の整備といっても、小規模なものでも1,000万円を越す費用が必要であり、現在はまだ有利な補助制度を探している状況でございます。大人が型にはまったものを提供するより、子どもの発想の中に心の豊かさを身につけさせたいという私の思いは変わらず、公園整備の基本的な考え方としては、昨年の答弁と今のところ変わりはありません。ただ、9月30日と10月1日でございますけれども、岐阜で木フェスという行事がございました。その時芝の広場を活用いたしまして、地元の木を使った遊具を展示、活用しておりました。その中で白川町からも展示をしたもの、耐久性だとか安全ということについてはまだまだ問題もあろうかと思っておりますけれども、それほど高くないものでの設置というものも考えられないかなという思いは、その時にしたものでございますので、今後研究をしていきたいというふうに思っております。

今回は児童館の整備についてご質問をさせていただいておりますが、児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に設置されている施設であり、対象は0歳から18歳までの子どもや親子となっております。

児童館を運営するにあたっては、保育士や社会福祉士、教諭等の資格を有する指導員を置き、集会室、遊戯室、図書室、相談室、トイレ、事務室等のほか、子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品を備えることなどが国のガイドラインに示されています。このように児童館は整備するだけでなく、運営するにも多額の経費が必要となりますので、現時点では整備の方針は持ち合わせておりません。

今回のご質問は、どちらも島地区での整備のご提案をいただきましたが、確かに島地区は、利活用プロポーザル事業が撤回となり、現在具体的な利活用案はなく白紙の状態ではありますが、旧スパランドの建物は平成5年度の建築であり、使用されていないこともあり老朽化も進んでおります。取り壊しには6,000万円ほどかかるとの試算もあり、島地区の活用が決まるまで見合わせているような状況ですので、前述しました公園整備・児童館整備の考え方から、島地区での大規模な整備方針は持ち合わせておりませんのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、議員もご存じの通り、現在整備を検討しておりますピアチェーレ第2駐

車場の複合施設の建設に伴って、河川を活用した公園整備についても検討するよう指示しているところでございます。また、公園、児童館とも、今後具体的に協議される役場新庁舎や小中学校の再編等と併せていろいろな展開も考えられることから、慎重に検討していきたいと考えております。議員各位の一層のお力添えをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 5 番 今の町長のご答弁では財政的な面もあり、それと大野台とかクオーレ等での遊具の整備も念頭にはあると、そういう必要性もあり必要だというようなご答弁でした。ここで確認をしておきたいんですが、子育てをしていく上で、この公園ですとか遊び場というのが子ども達の成長・発達には、重要な大人が補償すべき環境保障すべきものであるという認識については多分お持ちであるかと思うんですけども、その確認をさせていただきたいと思います。アンケートでも要望があるということも町長は認識してるというご答弁でしたが、現在そのような保証がされていないというのが現在の状況なんですね。ですのでそれを財政上のということではなく、どこかに整備をしていく一歩を踏み出していくということをお願いしたいというか、それについてお聞きしたいと思います。というのは、先ほどの遊具といいますと、とてもお金がかかるということですが、島の所についていうと、非常に荒れている状態ではあります。ちょっと今のことは後で言いますけど、子供の遊びが発達、成長に確実に必要であってそれが無いということは、外に町外にお母さん達が遊びに連れて行かなくちゃいけないと、そういった子供の発達上を欠いているというんですか、休日の環境を整えいくことが最重要であるという点について、もう一度確かめたいということと、お金をかけないでも、例えばですね、冒険遊び場ということですか、町長もフォレスト的な遊びというふうに言いましたが、自然を活かした、でもちゃんと広場があってそこは子供心が安心して思いっきりおれるよというような場所をつくること。例えば今ですとやまっこ広場というのをやられています、そういった場所を利用した、大きい遊具が無くてもいいような場所を作ることができるんじゃないかと私は考えます。整備をしていくどんな公園がいいのかということも含めて、子供たちに休日を豊かに過ごさせる遊び空間を作っていくんだということの出発をしていただけたらな、それも早くに作っていったらあげないとその子たちは次々大きくなっていきますので、その子たちがここで育って良かったなって思えるようなふうにしてあげたいというので、時間的にもっと早くそういった具体的に進めていっていただけないか、認識とそれについて、質問します。

島地区はとても今荒れている状態ですので、せめてグラウンド、ケイマンゴ

ルフをやっていたところは、やっぱり公園として整備をして、見た目もいい状態に管理するということが一方で必要ではないかと思しますので、この3つの点について再質問いたします。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 まず、アンケートの点にお答えしますと、私もこのアンケートを見ますと、ないよりはあった方がいいというふうには感じるわけです。あった方がいいか無い方がいいかというような話のアンケートの状況かなという感じがします。それは別としまして、場所でございますけれども、こういった条件かなというような中で、公園って自然の状況の公園、例えば芝生だとかその自然の中の公園というのも考えられますし、ひょっとしたらこの室内だけでも、その人工的な公園だというふうにも考えられるわけですが、私どもの町にとりましては、野外の自然な状況のものが一番ベストだというふうに思っております、その意味で私どもの町のクオーレとそれから大野台につきましては、町のキャンプ場という意味付けではなくして、町の町民の公園という形の位置づけになっております。そのためにあそこへ補助でいろんなものを出しておるのが現実でございます。その中で、徐々ではございますけれども、遊具も整備しつつあります。それからクオーレの中で、別に、町民の皆さんにも鱒釣りだとかいろんな体験をしていただく中で、更にはチーズの燻製だとかそういったその野外を活用したいろんな活動もさせておっていただくわけです。これも併せて町民の皆さんにご利用いただくべきものであるというふうに認識をいたしております。

それから島につきましては、あれを公園にということですが、今、草の状況でございますけれども、私どもの職員、私も含めて、職員で毎年刈りつつあるんですけど、なかなか刈れないのが現実でございます。やっとなら道路の部分だけ刈ったというところですが、今あれを公園にというのは不可能でございます。芝生じゃなくしても、下にある芝生は全部枯れてまして、今生えているのは雑草が繁茂する状況で、芝生の手入れというのは毎日の手入れが絶対必要です。雑草が生えたらもうそんでおしまいですので、クオーレの私どものあの芝の広場の管理というのは、本当にすごい労力をして管理をしておるわけですので、是非ともあそこを、とりあえずはご利用をいただきたいなという思いでございます。以上です。

○ 議 長 はい、再々質問ありますか。

○ 5 番 最初ですね、子ども達にとって遊びの空間を押し進めていく、クオーレ、大野台につきましても、積極的に進めていかないと、白川町の中で休日の子育ての豊かな生活っていうのが守られないという認識を、更に担っていただい

て、それらの整備もできるだけ進めていただきたいと思います。

島地区については、お伺いしましたので分かりました。

遊びの空間を確保してあげるということが今すぐにでも大事であり、クオーレですとか、大野台のところに子ども達が自由に遊べるような空間を早急に整えていただく、そういったふうに進めていただけることについての最後の答弁をお願いします。

○ 議 長 副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 遊び場というか遊びの空間を準備して、子ども達が安心して遊べる場所を創設することは行政の仕事であるということは認識しております。そのために、クオーレふれあいの里の芝の広場というのは、そういう位置づけのもとで管理もされておりますし、自由に入出入りして遊ぶことができる施設になっております。ただその中に、まだ遊具等の施設の整備が十分でない部分もありますので、それは順次計画的に進めていくように検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議 長 はい、質問を終わります。次の質問。

○ 5 番 では、次の質問に入らせていただきます。

佐見の窮状、人口減に伴いまして保育園もなくなってしまうそんな状況に緊急な対策をとということで質問させていただきます。

先日、子供に関します地域の会議がありまして、そこで学校の問題ですとか子ども達の今度のことについて話し合われました。その中で、佐見では近年です、子供の出生が1人ですとか0人、そんな状態が2、3年続いております。そんなことで、学校の問題というよりは、地域の存続にもかかわってくるこの出生率の少なくなっていること、このことが佐見にとっては重要な問題だということ認識することになりました。

私はその会議の中で、子どもをもっている世代の人の移住促進を地域こぞって進める必要があるんじゃないかというような発言をさせていただきました。会議が終わりまして、その後そこに参加した男性が、私がそういう移住者のためにも空き家や住宅の確保がいるんじゃないかというようなことを申しましたら、家の改修費がUターン者やIターン者には出ているし、アパートに住んでいる子育て世代の人には、家賃の一部が支援されていると、でも元々住んでいる持ち家の者が、子ども部屋をつくるために改修したりだとか、家賃はないにしろ、それにかかるお金に支援がないっていうのは不公平じゃないのかと言われました。移住政策については、去年より、また結婚して入られた方にも、住居家賃や改修費の支援の幅が広がってはおります。けれども、議会でも意見が

ありましたが、移住して来る人にはあるけれども、元々住んでいる持ち家の世代には無いのではないかと、ここにもやっぱり何とかしていかなくてははいけないのではないかという意見はありました。

私も30年前に移住してきた一人ではありますが、移住者にとりましては、地域の人たちが私たちが100%受け入れてくれる、そんな気持ちがないと、それからの生活は成り立っていきません。そういうような受け入れる気持ちが何よりも大切で、それによって絆が育まれていくことを実感しております。私は、外から人を呼ぶ移住政策、定住政策をやらなくてははいけないのではないかと注目していましたが、この男性の意見を聞き、今住んでいる子育て世帯を大切に守ることができてこそその移住政策だと改めて感じました。

移住者を呼び込むためのエネルギーは、大変なものです。それに比べれば、今いる若者や子育て世代を守ることは、それよりも小さな力でできることだと思います。佐見に住んでいる、また白川町に住んでいる子育て世代が望むことに寄り添って、彼女や彼らたちの住みにくさを取り省いてこそ進めなくてははいけません。そして子育て世代の意見を取り入れて、彼らと一緒に考えて移住促進を実現していくことができいくのだと思います。このことから、佐見の保育園が無くなってしまいうぐらいのこの窮状を救うためにも、若者世代の、子育て世代の方にも同様に支援をするために、UターンIターン者と同じように、持ち家に住む子育て世帯にも子供の住む住宅の改修工事への支援、そして子育て世代が住む持家への住居費、アパートでいいますと家賃補助に当たりませんが、そういった支援を要望し、答弁を求めます。

そして、このような人口減、子供が生まれなくなっている、今後もなかなか見込めてこない、そんな縮図であります佐見の地区に対策を打つために、早急に子供人口減少対策委員会なるものをまず設置して、対策を打っていただきたいというか、そういう動きを起こして、すべきだと思います。この大きな2つの点、住宅についての支援と、それと子供人口減少対策委員会を設置すべきという点についてのご答弁をお願いいたします。

○ 議長 答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 安江章君)

○ 企画課長 それでは5番 服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今、町内で暮らしている若者や子育て世代を大切にする施策は、移住促進施策等と同様に、町の大切な施策でなければならないと認識をいたしております。

今回のご質問は、もともと住んでいる人が補助金の対象とならないということが不公平であるとの声をお聞きになったことが発端とのことをございます

ので、まず、住宅に関する補助制度の概要について説明させていただきます。平成23年度に、定住促進と町内業者の活性化を目的として、住宅を新築する際の補助金交付要綱を創設し、これまでに、多くの新築住宅に対し補助金を交付してまいりました。また、平成27年度には移住推進施策として、移住者の住宅取得や改修、家賃に対する補助制度を創設し、こちらもこれまでに、多くの移住世帯が利用されています。これらの補助金は、家を建てる、移住するという、人生の中で大きな決断をするタイミングに合わせて補助金を交付することで、白川町で暮らすことを選択するのにプラスに働くことをねらったものであり、補助金の交付によって、人口減少の抑制に大きな効果を発揮しているものと思っております。今年度からは、議員の皆様からの要望を受け、転入増加と人口流出の減少を目的に、この2つの補助制度を一本化し、これに合わせてUターンや結婚という人生の節目に合わせた住宅改修につきましても助成をしております。

ご質問にありますように、現在の制度では、もともと町内に住んでおられる方は、新築するか、中古住宅を購入・改修するか、若しくは結婚に合わせて実家を改修する場合しか交付の対象となりません。町内の15歳未満のお子さんを扶養する世帯は、ざっと430世帯ありますので、全ての世帯を改修補助の対象としますと相当大きな額が必要になるものと思われまじけれども、議員ご指摘のとおり、ずっと町内に住み続けておられる子育て世代は町の大事な担い手でありますので、子育て支援、さらにはその先にある人口減少抑制を図るために、限られた財源の中にあっても、効果的な補助制度を検討する必要性は感じております。仮に全体の約1割、40世帯が改修を行い、これに一律50万円の補助金を交付することとした場合、2,000万円余の財源が必要となります。財源確保も大きな課題となってまいります。従来の補助制度より対象範囲が広がることとなりますので、金額の上限を見直すとか、当面は、3世代同居といった条件を加えるなど、費用対効果が大きくなるような方法を慎重に検討してまいりたいと思っております。

続いて、議員からのご質問2点目、子育て世帯が住む持ち家への住居費支援についてお答えさせていただきます。現在、住居にかかる負担軽減施策としましては、町営単独住宅等の家賃減免措置や高齢者向け賃貸住宅の家賃補助、民間賃貸住宅の入居者が対象の子育て支援家賃補助といった補助金がございます。子育て支援家賃補助は、簡単に申しあげますと、民間賃貸アパート等にお住まいの方が、家賃月額が3万5千円以上である場合に、同居する18歳未満のお子さんの数に月額5千円を乗じた額を補助金として交付するものでございます。昨年度は9世帯が子育て支援家賃補助金を受けております。なお、この



補助制度につきましては、町営住宅等の減免措置を含めまして、現在策定中の住生活総合計画の中で、その効果を検証し、制度の継続・廃止について検討することとしております。ちなみに、現在、町内に18歳未満のお子さんの数は1,020人ありますので、同程度の補助金を持ち家世帯すべてに交付しよういたしますと、概算でも毎年6,100万円程の金額がかかるものと見込まれております。議員ご指摘の案は、財源の確保とともに、より適切かつ効果的な制度設計が必要になると考えられます。また、すべての子育て世帯に住居費補助をとということになりますと、これはむしろ住居費助成制度と言うよりも、生活費全般への助成と同じものになると考えられ、子育て世帯の生活の安定に寄与することを目的とした児童手当と同じ趣旨のものになるのではないかと考えられます。したがって、全ての子育て世帯への住居費の支援は現実的ではないと思われまます。子育て世帯に白川町に住み続けていただくための施策としましては、前述しました補助制度の検討を含め、効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、子ども人口減少対策委員会の設置につきましては、現時点では考えておりません。町では現在、人口減少を克服するための「まち・ひと・しごと創生法」を受けて平成28年に人口ビジョンと総合戦略を策定し、それに沿ってさまざまな事業を展開しております。各種の会議や、検証委員会等でも毎年ご意見をお伺いしているところです。各地区、各世代のご意見を伺うことは大切なことであると思っておりますが、町民の方から役が多すぎるといったような声をお聞きするところがございます。佐見の子どもたちの将来について考える会など、佐見地区にはすばらしい組織がありますので、是非そうした会の中で子どもの人口減少対策についても議論していただき、必要に応じて町も同席して一緒になって議論を深めるなど、既存の組織による協議検討が可能であれば、そちらに委ねることも一案ではないかと考えます。いずれにしましても、人口減少対策は町の大きな課題であります。地域の方々、そして関係各機関のご協力をいただき、連携を図りながら、一つ一つ課題をクリアしていければと考えております。議員各位の一層のお力添えとご協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
- 5番 住宅の補助についてですが、試算をしていただきまして、430世帯のうち、改修が40世帯あると50万円だと2千万円かかるというふうにおっしゃられましたけれども、1年に40世帯がいつ頃に来るのではないと思っておりますので、これを一応希望ですね、そういったものを実際にとっていただいて、改修する予定があるだとか、これは建築業の方々にも循環をしていくこととございます

ので、1年間にいっぺんに40世帯があるとすると2千万円なんだすけれども、5世帯とか、もしそうであれば250万円で済むということですので、もう少しその辺の実質的な需要っていいですか、そういうものを調べていただいて、これはやっぱり早急にやっていただくことが、今の子ども達に何とかここでとどまってもらいたいというのが切実な思いですので、それについても検討してください。

そしてこの人口減少についての会議なんですけれども、白川町ではこの人口減少については、地方創生ですとかまち・ひと・しごとということで、会議とか検証委員会を持ってきたというようなことでしたけれども、やはりこのことについてもっと戦略的に話し合いを持つ、それも多様な人たちで話し合いを持っていくことでないと、そこで出た効果的な未来、私達が今までに経験したことのない時代が今やってきているわけで、それについて、どうしようかということ、例えば県の力をいただいたり、有識者の人であったり、そして今言いました若い人たちと効果的な会議を持ちながら、進めていくんだというある計画ですね、そういう会議を持つということをしていただきたい。既存の組織でそういうことをもっとやってくださいというお話でしたが、それぞれの何かの目的でできている会議です。そして人口減少は、一部の目的のためではなくもっといろんな戦略を考えていき、町民と行政、また佐見のことでも佐見の人たちだけではなく他の地区だけ、そしてそれがまた白川町の人口減少解決にもなっていくというふうに考えられますので、是非ともどこかでこの人口減少対策という目的をしっかりと持った会議をしていき、毎年こういうことをやっぺいこうというような具体的な行動を出していただけるような会を持っていただきたいというのが私の強い質問でしたので、もう一度、それについてのご答弁をお聞きしたいと思います。

○ 議長 企画課長。

○ 企画課長 先ほどの答弁の中で、仮に430世帯の1割というようなことで40世帯というようなことで例を出させていただきましたけれども、確かに今町の中でどのぐらいの需要があるのか把握している状況ではありませんので、何らかの機会をとらえて、どの程度の改修規模があるのか、そんな実態も捕まえられればいいのかというふうに思っております。参考までに近隣では可児市、本巣市が市民を対象に一律10万円という上限を設けて補助金を交付しております。また数が多いようであれば、上限を抑えるといったようなことも検討していかなければならないというふうに考えているところです。

それから2点目、人口減少の専門的な委員会といったようなお話でしたけれども、先ほども答弁の中で触れましたように、今回の地方創生の総合戦略、ま

さしく人口減少をテーマにどうするかを検討して練った計画でございます。総合戦略を検証する委員会としまして現在、14名の方で毎年検証も行っていただいておりますけども、その中には、県の職員の方も入っていただいておりますし、岐阜経済大学の経済学部の先生といった専門的な方にも入っていただいておりますので、そういった専門的なご意見については、そちらでもいただける状況になっております。さらに地域の中でいろんなご意見があるのであれば、それを吸収して対応していきたいというふうに思っております。

- 議 長 再々質問。
- 5 番 先ほどの建物の改修については、そように具体的に来年度の予算で組み入れていただけるように要望をいたします。そして、その時の対象範囲というので、ちらっと先ほど3世帯同居の人に限ってだとか、そんなことおっしゃられたんですけども、その点についてはやはり若い人たちの世代は少ないですので、そういった区切りはなくして、2世帯で住まれる方もありますし、そういったところはあまり線を引いていただきたくないということも要望しておきます。  
そして、先ほどの検証委員会というものがあるということでしたので、そちらの検証委員会なりが子供人口減少についての外部というんですか、それを検証してくれるところだということですが、先ほど課長もおっしゃったように地域の、佐見地域の例を具体的に取り込んでいただいて、一步でも佐見地域ではこういった人口減少に対する方針を今年は持ちますということ自治会、自治協議会長さんにも向けてお伝えしていただきたい。町民がそれを自覚しているんな地域の会議でそれを活かしていけるようなふうに進めていきたいですので、なるべく地域こぞって一つの会議が効果的に活かされるようお願いしていきたいと思っております。その点についてだけ答弁をお願いします。
- 議 長 副町長。  
(副町長 佐藤滋君)
- 副 町 長 委員会については企画課長に答弁させますが、住宅の補助の関係につきましては、今年度、住生活の総合計画をつくるための策定委員会のためのアンケート調査を全戸に行う予定にしております。その中で、町営住宅だけではなくて、持家住宅の設備についても、反映できるようなアンケート調査をしますので、その中で、どんなニーズを皆さんがお持ちなのかというのを把握をして、住宅施策に取り込んでいきたいというふうに思っております。ただ家賃補助につきましては、この趣旨は、町内にお住まいの方で持ち家がない方、もしくは何らかの事情があって、親さんたちと同居ができないというそういう事情がある方が町外へ出て行かれるのを少しでも抑えるために町内の住宅に住まわれた場合に家賃補助するという趣旨のものでございますので、持家に対しての家賃補助

という考え方は持っておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。ただ、持ち家の改修についての補助制度については、先ほど言いましたようなアンケート調査の結果に基づきまして、今ある住宅政策についての全面的な見直しをかけて対応するようにしていきたいと思います。

○ 議 長 はい、企画課長。

○ 企画課長 先ほど答弁の中で佐見地区の将来を考える会の例も出させていただきました所ですが、先般の会議の会議録も見させていただきましたけども、大変素晴らしいメンバーの方が素晴らしい発言をしておられて、関心をしたところですけども、地域ではそういったいろんな会も持たれておりますし、地域のいろんな意見もたくさんあることは承知しておりますので、服部議員がおっしゃられるように地域の意見を広く吸い上げる方法、更にはそれを伝えていく方法、そんなことにも配慮していきたいというふうに思っております。

○ 議 長 5番 服部圭子君の質問を終わります。

○ 議 長 一般質問を終わります。

○ 議 長 ここで、午後1時50分まで休憩します。(午後1時36分)

○ 議 長 再開します。(午後1時50分)

◇日程第3 議第49号 地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の締結について

○ 議 長 日程第8 議第49号「地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

説明を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君 登壇)

○ 農林課長 議第49号「地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の締結について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。8番。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 今課長から説明がございましたが、私、一つ聞きたいのはですね、確か大日設計事務所が受けて設計したと思うんですが、それが下請け業者に設計を出しておる。出すことが悪いという事やないんですが、そしてこの1億7000いっくら金額で、これの金額が若干残っておるように私は思うんですが、また設計変更等々で、追加で工事が出てくるようなことはないのか。そして、今まで設計者が下請け設計に出すなんてことはそうそうなかったと思うんですが、これ全部創生事業はそうなっと思うんですが、その辺のところは、設計業者がですね、なぜ下請けに出さなきゃならんかということについて、ちょっとお尋ねしておきたいし、設計変更したためにまた追加でこの工事にプラスしてくるようなことはない

のか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

- 議 長 はい、農林課長。  
(農林課長 伊佐治優君)
- 農林課長 まず、設計の大日コンサルの件でございますけれども、大日コンサルさんに詳細設計の方は請け負っていただいております。その中で、下請け等の利用につきましては、それぞれの会社の事情がございますので、その中でやっていただいておりますし、出来上がりました内容につきまして、当方で内容につきましても確認しておりますので、それで今回発注させていただいております。  
それと今、追加というお話がございましたが、前回の協議会でもご説明いたしましたように、当初の予定に無い地盤改良等、いろんな工事が出てまいっております。その点につきましては、変更等で対応していきたいというふうに今考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 はい、8番。
- 8 番 文句を言う訳じゃないですが、設計というのは一つの物を作るために設計をするわけで、それで今の課長の答弁やとですね、そこにいろいろな問題がでてきてまたやらなきゃならんところが出てくる、そんなら初から設計の中に全部入れてですね、金額はこうだとやればいいわけであって、何かこの裏の引かれるようなことでは、私はおかしいと思うんです。これだけ厳しい状況の中で、元からこれだけ、700万なら700万という工事を出して、それで入札してニシノさんが受けたと。おそらくこの業者でも、また下請け、下請けでいくと思うんですが、その辺のところをしっかりと監督されるということであれば結構ですが、また追加、追加で、おそらく追加やとまた議会にかけなきゃならんわけですが、その返答がはっきりできるということを確認していただきたいと思います。
- 議 長 はい、副町長。  
(副町長 佐藤滋君)
- 副町長 今回の事業の追加につきましては、現在発注しましたものは28年度の繰越し事業という事業で、国の方の繰越し事業の中で対応したものでございます。過日説明しましたように、諸経費の見直し等で工事費に追加が出てきた分については、現在、国への追加申請を行っております。それが認められる方向でありますので、その国の追加申請が認められた段階で工事としての発注がでてくると思いますので、その発注の仕方について変更増でいくのか、別発注でいくのかまだ決めておりませんので、その段階で判断させていただきますが、追加はそういった事情の中で出てきたものであり、これは29年度事業という、国の方の予算もそういう扱いになっておるといことでありますので、よろしく願いします。  
それと管理については、しっかりした1級建築士の方がいらっしゃいますので、

しっかり管理いたしますし、町の方も工程会議には必ず出席してしっかり工事管理を行っていきますのでよろしくお願いたします。

- 議 長 はい、8番。
- 8 番 今回の答弁で結構ですけれども、下請け業者が元請けより大きな業者が下請けしておるといことですが、そういうことをやるなら元請けが下請けした業者を指名に入れて受けさせた方が私は良いと思いますけれども、以上で終わります。
- 議 長 答弁いらぬですね。
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第49号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号「地方創生 拠点整備事業複合拠点施設建設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第4 同第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議 長 日程第4 同第16号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。説明を求めます。町長。  
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 日程第4 同第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。  
お諮りします。本件は人事案件でありますので、この際、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思ひます。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、質疑討論を省略し、ただちに採決します。  
同第16号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、同第16号「教育委員会委員の任命に着き同意を求めることについて」は、同意することに決しました。  
◇日程第5 発議第3号 庁舎建設特別委員会の設置について
- 議 長 日程第5 発議第3号「庁舎建設特別委員会の設置について」を議題とします。説明を求めます。6番 今井昌平君。  
(6番 今井昌平君登壇)

- 6 番 日程第4 発議第3号「庁舎建設特別委員会の設置について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。  
発議第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号「庁舎建設特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 ただいま、設置されました庁舎建設特別委員会の委員の選任については、定数が9人ですので、全員の委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、庁舎建設特別委員会の委員は、9人全員を選任することにし、ただちに委員長、副委員長の選任を行います。
- 議長 委員長及び副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。よって、委員会開催のため、暫時休憩します。(午後2時05分)
- 議長 委員会の会議室は、第1会議室を指定しますので、ご協議をお願いします。  
(この間 庁舎建設特別委員会を開催)
- 議長 再開します。(午後2時12分)  
ただ今、庁舎建設特別委員会において互選されました委員長、副委員長を事務局長をして報告させます。  
(議会事務局長 杉山哉史君)
- 議会事務局長 庁舎建設特別委員会委員長には、細江茂樹君、同副委員長には、今井昌平君と決定いたしましたのでご報告申し上げます。以上です。  
◇日程第6 発議第4号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書の提出について
- 議長 日程第6 発議第4号「『道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書の提出について」を議題とします。説明を求めます。8番 安江孝弘君。  
(8番 安江孝弘君 登壇)

- 8 番 程第6 発議第4号「『道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書の提出について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
発議第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号「『道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』に基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第7 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 議 長 日程第7「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。  
岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、選挙は指名推薦により行うことに決定しました。
- 議 長 お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。
- 議 長 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、町長 横家敏昭君を指名します。
- 議 長 ただ今、議長が指名した横家敏昭君を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名しました、町長 横家敏昭君が、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
- 議 長 ただ今、当選された、横家敏昭君が議場におられますので、白川町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。  
◇日程第8 閉会中における議会運営委員会の継続調査について



- 議 長 日程第8「閉会中における議会運営委員会の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長から、所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決しました。
- 議 長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。お諮りします。
- 今期定例会は、本日をもって閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日をもって閉会とします。
- 議 長 ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。
- (町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 長期間にわたり第3回定例会、ご苦労様でございました。今、流行りの言葉に宙フェスという言葉があるそうでございます。ソラというのは宇宙の宙というのだそうですけれども、この宙フェスというのは、流星群や月食など、天体のニュースが話題になることが多い昨今、宇宙に興味を持つ人が増えてきております。秋の夜長に天体観測を楽しむイベントが各地で開催されるようになりました。特に近年、宗教施設でのイベント開催が増えているそうでございます。昔も今も人々は様々な思いで空を見上げてまいりました。自然に対する感謝や畏敬の念、科学的探究心や好奇心、宇宙への思いは文化や科学を発展させる原動力になってきました。本日は仲秋の名月でございます。空気が澄んでくるこの季節、月だけではなく星も輝きを増してきます。先人たちにならい、夜空を見上げてみてはいかがでしょうか。広大な未知の世界に思いを馳せることで、今までにない新しい新たな発想が生まれてくるかもしれません。
- 今回、大きな補正予算を認めていただきました。これには新たな発想が必要であり、関係者知恵を出し合って進めてまいりたいと思いますし、議会の皆様方のご指導を更にお願いをいたしまして閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
- 議 長 今回、初議会ということで新しい人も2名加わった議会でございました。15日間という期間の中で、本当に28年度の決算、そして29年度の補正予算と、いろんな形で皆さんに協議をしていただきました。そして執行部の方には

ですね、決算については来年度、またいろんな形での応用をしていただきたい  
と思いますし、補正予算については、しっかりした執行をしていただきたいと  
思います。

これをもって、平成29年白川町議会第3回定例会を閉会します。どうもご  
苦勞様でございました。

(午後2時25分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに  
署名する。

議 長

議 員

議 員